

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年9月8日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	川根 浩志 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	全世界株式インデックス・ファンド（オール・カンントリー）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

全世界株式インデックス・ファンド（オール・カンントリー）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2026年9月9日から2027年3月8日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信		不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (含む日本)			
一般					
大型株	年2回	日本			日経 225
中小型株					
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
一般		欧州			
公債	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
社債		オセアニア			
その他債券	年12回 (毎月)	中南米			
クレジット属性 ()		アフリカ			
不動産投信	日々	中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIオール・カン トリー・ワールド・ インデックス(配当 込み、円ベース))
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	その他 ()	エマージング			
資産複合 ()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの目的・特色>

ファンドの目的

日本を含む世界の株式に投資し、投資成果をMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざします。

ファンドの特色

日本を含む世界の株式に投資し、投資成果をMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

ベンチマークであるMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）への連動をめざしたポートフォリオを構築します。

なお、実際の運用は、MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックス・マザーファンドを通じて行ないます。

運用プロセス



MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスについて

MSCI Inc.が開発した株価指数で、先進国（含む日本）および新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

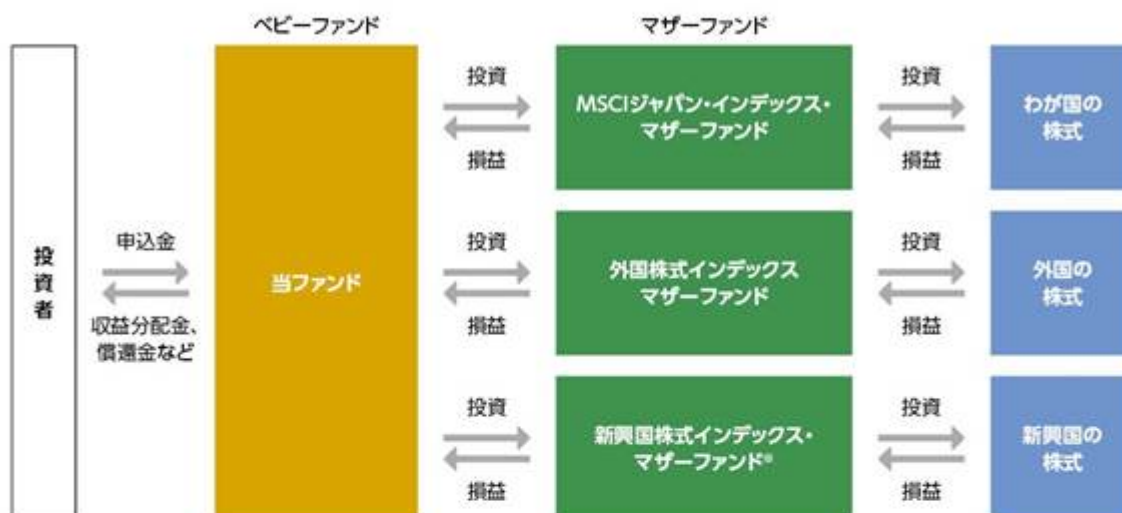
※MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。

●為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

（注）「株式」…DR（預託証券）を含みます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※信託財産の規模によっては、新興国の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)および新興国の株価指数を対象とした先物取引を利用します。

- ・MSCIジャパン・インデックス・マザーファンドは、投資成果をMSCIジャパン・インデックス(配当込み)の動きに連動させることをめざします。
- ・外国株式インデックスマザーファンドは、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざします。
- ・新興国株式インデックス・マザーファンドは、投資成果をMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざします。

- 各マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、各マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2026年6月15日（休業日の場合翌営業日）までとします。

●分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
 - ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

指数の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

(<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>)

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・ 株価指数先物およびETF（上場投資信託証券）と指数の動きの不一致（先物およびETF（上場投資信託証券）を利用した場合）
- ・ 株式、株価指数先物取引およびETF（上場投資信託証券）の最低取引単位の影響
- ・ 株式、株価指数先物およびETF（上場投資信託証券）の流動性低下時における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

(2) 【ファンドの沿革】

2025年6月2日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
-------	---

↑↓※1

収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
------	--

↓運用指図↑↓※2

損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行 信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
------	--

損益↑↓投資

投資対象	日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）
------	---

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2026年5月末日現在）＞

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携
2025年 7月 1日	大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

イ. MSCI ジャパン・インデックス・マザーファンドの受益証券

ロ. 外国株式インデックスマザーファンドの受益証券

ハ. 新興国株式インデックス・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. 各マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、各マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ホ. デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(2)【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 - 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. から3. までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の4. から24. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
- MSCIジャパン・インデックス・マザーファンドの受益証券
 - 外国株式インデックスマザーファンドの受益証券
 - 新興国株式インデックス・マザーファンドの受益証券
 - 株券または新株引受権証書
 - 国債証券
 - 地方債証券
 - 特別の法律により法人の発行する債券

8. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 9. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 10. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 11. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 12. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 13. コマーシャル・ペーパー
 14. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 15. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前4.から前14.までの証券または証書の性質を有するもの
 16. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 17. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 18. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 19. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
 20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 24. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前22.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- なお、前4.の証券または証書ならびに前15.および前20.の証券または証書のうち前4.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前5.から前9.までの証券ならびに前17.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前15.および前20.の証券または証書のうち前5.から前9.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前16.の証券および前17.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

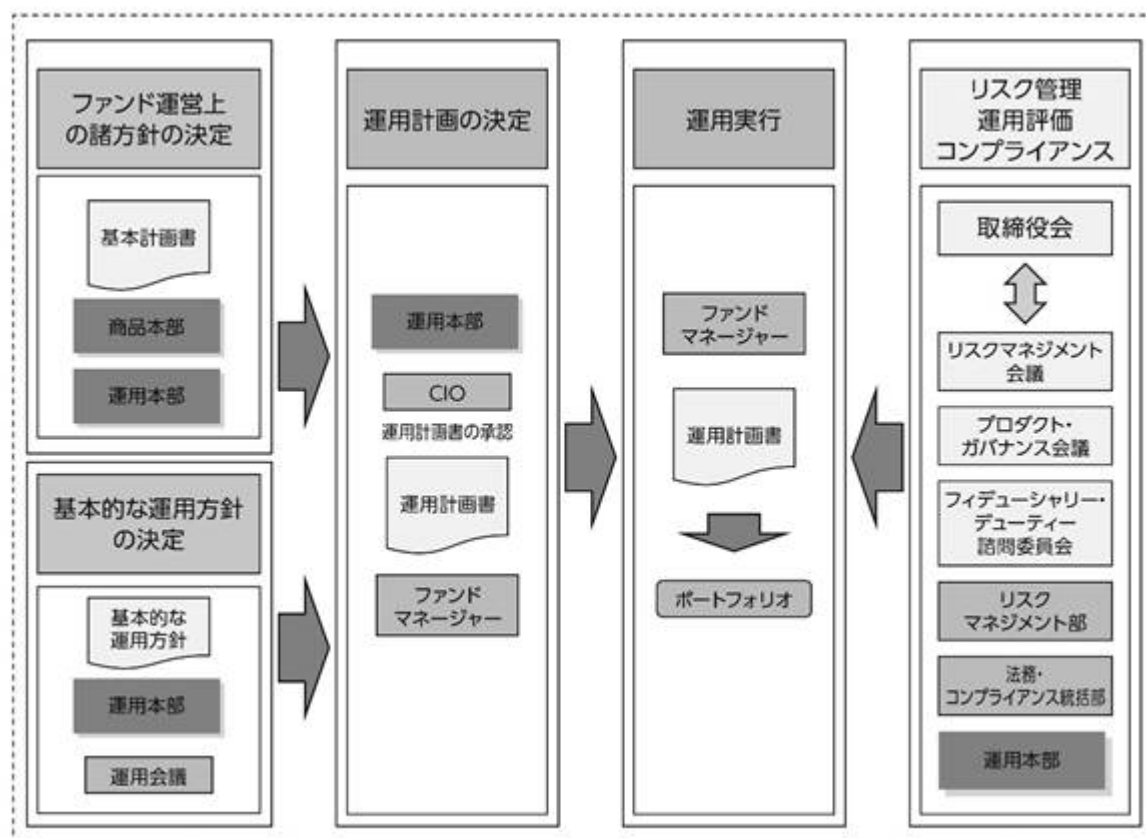
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認
- ・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更運用計画書の承認
- ・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を承認します。

ホ. 運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案
- ・運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ. ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびフィデューシャリー・デューティー諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. フィデューシャリー・デューティー諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、当社の取り組みの適切性や妥当性に関する事項、その他フィデューシャリー・デューティー遂行の観点で検討が必要な内容として取締役会から諮問された事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2026年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

⑤ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

ロ. 前イ.の信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ、委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ、前イ、に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ、委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約取引（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ、前イ、の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ、前ロ、においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

二. 前口. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑮ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> 各マザーファンドの概要

1. MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、わが国の株式に投資し、投資成果をMSCIジャパン・インデックス（配当込み）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. 外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国の株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3. 新興国株式インデックス・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

次の有価証券および取引を主要投資対象とします。

- イ. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）
- ロ. 新興国の企業のDR（預託証券）
- ハ. 新興国の株価指数を対象とした先物取引
- ニ. 新興国の株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）

② 投資態度

- イ. 主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
 - ※ 信託財産の規模によっては、新興国の株価指数との連動をめざすETFおよび新興国の株価指数を対象とした先物取引を利用します。
- ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式およびETFの組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 先物取引等
 - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑤ スワップ取引
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 金利先渡し取引および為替先渡し取引
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。ロ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。ハ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
 - ニ. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、買付け・換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付け、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた買付け、換金の申込みを取消すことがあります。
- ② 換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの目的・特色＞の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

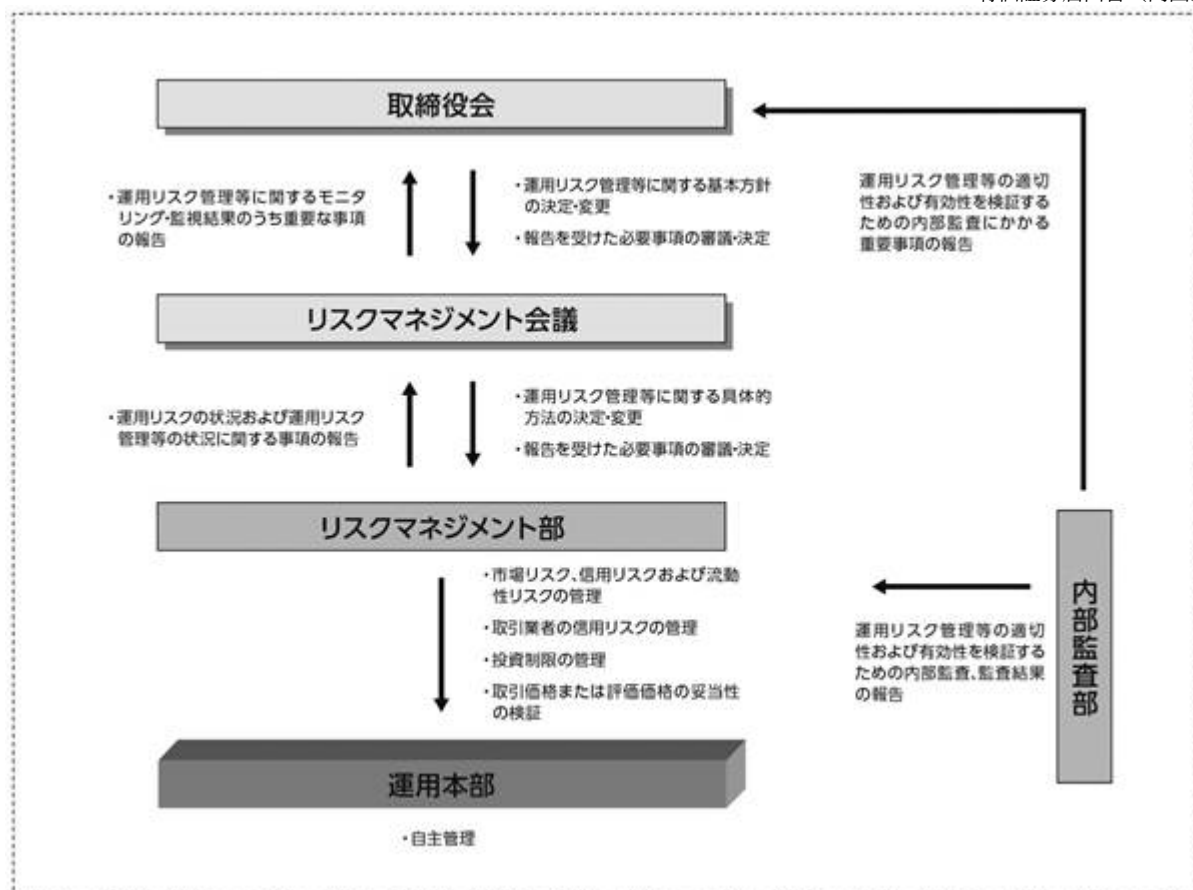
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株 配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。))の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバースファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバースファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.1925%（税抜0.175%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.075% （税抜）	年率0.08% （税抜）	年率0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、ETF（上場投資信託証券）は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2026年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		34,058,734,962	99.99
	内 日本	34,058,734,962	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,389,600	0.01
純資産総額		34,062,124,562	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2026年5月29日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,933,405,951	8.2305 24,143,617,700	9.5790 28,099,095,604	82.49
2	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,160,434,303	1.5402 3,327,617,050	1.9634 4,241,796,710	12.45
3	MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,152,991,911	1.2387 1,428,213,560	1.4899 1,717,842,648	5.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
2025年6月末日	1,524,195,882	—	1.0476	—
7月末日	3,549,305,245	—	1.1034	—
8月末日	5,852,851,423	—	1.1145	—
9月末日	8,440,113,287	—	1.1585	—
10月末日	11,308,441,854	—	1.2290	—
11月末日	13,850,744,243	—	1.2449	—
12月末日	17,037,925,745	—	1.2691	—
2026年1月末日	21,627,586,751	—	1.2820	—
2月末日	24,738,065,991	—	1.3118	—
3月末日	25,206,556,193	—	1.2220	—
4月末日	30,051,066,661	—	1.3629	—
5月末日	34,062,124,562	—	1.4351	—

② 【分配の推移】

該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンド

MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		1,764,368,010	97.99
	内 日本	1,764,368,010	97.99
投資証券		2,038,400	0.11
	内 日本	2,038,400	0.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		34,119,356	1.89
純資産総額		1,800,525,766	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		43,582,000	2.42
	内 日本	43,582,000	2.42

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2026年5月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	23,300	2,479.79 57,779,117	2,999.00 69,876,700	3.88
2	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	20,700	3,132.85 64,850,106	3,042.00 62,969,400	3.50
3	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	8,100	4,277.93 34,651,244	7,491.00 60,677,100	3.37
4	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1,000	35,905.09 35,905,094	52,420.00 52,420,000	2.91
5	日立	日本	株式	電気機器	9,600	4,705.90 45,176,719	5,166.00 49,593,600	2.75
6	キオクシアホールディングス	日本	株式	電気機器	700	35,877.59 25,114,317	65,850.00 46,095,000	2.56

7	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	7,900	4,786.45 37,812,968	5,819.00 45,970,100	2.55
8	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	12,700	3,595.06 45,657,337	3,444.00 43,738,800	2.43
9	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	1,600	18,608.02 29,772,840	26,170.00 41,872,000	2.33
10	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	5,200	5,597.92 29,109,228	7,195.00 37,414,000	2.08
11	村田製作所	日本	株式	電気機器	3,500	3,265.80 11,430,317	9,625.00 33,687,500	1.87
12	三菱商事	日本	株式	卸売業	6,600	3,963.36 26,158,188	5,065.00 33,429,000	1.86
13	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	400	56,883.25 22,753,301	82,330.00 32,932,000	1.83
14	キーエンス	日本	株式	電気機器	400	59,714.61 23,885,847	80,110.00 32,044,000	1.78
15	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	2,900	8,090.72 23,463,106	10,570.00 30,653,000	1.70
16	信越化学	日本	株式	化学	3,600	5,310.27 19,117,001	7,758.00 27,928,800	1.55
17	東京海上HD	日本	株式	保険業	3,900	6,212.96 24,230,557	7,111.00 27,732,900	1.54
18	三井物産	日本	株式	卸売業	5,200	4,438.24 23,078,875	5,290.00 27,508,000	1.53
19	三菱電機	日本	株式	電気機器	4,100	4,592.37 18,828,746	6,558.00 26,887,800	1.49
20	三菱重工業	日本	株式	機械	7,000	4,129.52 28,906,707	3,806.00 26,642,000	1.48
21	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	12,100	1,848.34 22,364,940	1,935.50 23,419,550	1.30
22	住友電工	日本	株式	非鉄金属	1,600	6,796.22 10,873,959	12,585.00 20,136,000	1.12
23	HOYA	日本	株式	精密機器	700	23,655.28 16,558,701	27,080.00 18,956,000	1.05
24	パナソニック ホールディング	日本	株式	電気機器	5,100	2,139.97 10,913,847	3,700.00 18,870,000	1.05
25	武田薬品	日本	株式	医薬品	3,500	4,836.00 16,926,016	5,118.00 17,913,000	0.99
26	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	6,400	2,598.72 16,631,820	2,738.50 17,526,400	0.97

27	任天堂	日本	株式	その他製品	2,400	10,977.78 26,346,674	7,148.00 17,155,200	0.95
28	ルネサスエレクトロニクス	日本	株式	電気機器	3,800	2,322.20 8,824,395	4,500.00 17,100,000	0.95
29	T D K	日本	株式	電気機器	4,100	2,142.43 8,783,984	4,108.00 16,842,800	0.94
30	丸紅	日本	株式	卸売業	3,100	4,406.47 13,660,082	5,196.00 16,107,600	0.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.99%
投資証券	0.11%
合計	98.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	0.38%
建設業	1.48%
食料品	2.07%
繊維製品	0.19%
化学	3.95%
医薬品	3.74%
石油・石炭製品	0.54%
ゴム製品	0.44%
ガラス・土石製品	0.15%
鉄鋼	0.46%
非鉄金属	3.08%
機械	5.46%
電気機器	26.27%
輸送用機器	6.04%
精密機器	1.67%
その他製品	1.83%
電気・ガス業	0.92%
陸運業	1.03%
海運業	0.56%
空運業	0.07%

情報・通信業	6.70%
卸売業	7.09%
小売業	3.26%
銀行業	10.46%
証券、商品先物取引業	0.88%
保険業	3.76%
その他金融業	1.20%
不動産業	1.45%
サービス業	2.88%
合計	97.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX 先物 0806月	買建	1	34,555,550	39,620,000	2.20%
		ミニTPX 先物 0806月	買建	1	3,900,360	3,962,000	0.22%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		995,626,410,719	93.91
	内 香港	4,895,580,230	0.46
	内 シンガポール	4,213,694,329	0.40
	内 イスラエル	3,118,967,640	0.29
	内 ノルウェー	1,818,231,266	0.17

	内 スウェーデン	9,659,673,018	0.91
	内 デンマーク	4,547,289,284	0.43
	内 イギリス	36,762,088,855	3.47
	内 アイルランド	1,092,366,455	0.10
	内 オランダ	14,274,295,717	1.35
	内 ベルギー	2,847,776,427	0.27
	内 フランス	24,323,910,443	2.29
	内 ドイツ	22,586,302,475	2.13
	内 スイス	22,282,878,033	2.10
	内 ポルトガル	509,323,859	0.05
	内 スペイン	9,502,777,379	0.90
	内 イタリア	8,261,464,832	0.78
	内 フィンランド	3,290,000,216	0.31
	内 オーストリア	832,032,666	0.08
	内 カナダ	33,364,001,388	3.15
	内 アメリカ	772,468,538,914	72.86
	内 オーストラリア	14,481,596,701	1.37
	内 ニュージーランド	493,620,592	0.05
投資証券		16,007,099,838	1.51
	内 香港	237,595,201	0.02
	内 シンガポール	230,336,136	0.02
	内 イギリス	214,027,614	0.02
	内 フランス	346,564,316	0.03
	内 アメリカ	13,692,628,074	1.29
	内 オーストラリア	1,285,948,497	0.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		48,546,557,249	4.58
純資産総額		1,060,180,067,806	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		48,877,495,655	4.61
	内 イギリス	2,530,682,630	0.24
	内 ドイツ	10,930,914,077	1.03
	内 カナダ	4,462,566,912	0.42
	内 アメリカ	29,305,036,963	2.76
	内 オーストラリア	1,648,295,073	0.16
為替予約取引（買建）		21,539,604,660	2.03
	内 日本	21,539,604,660	2.03

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2026年5月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	1,824,100	28,259.36 51,548,017,856	34,149.30 62,291,751,811	5.88
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	1,103,000	44,348.19 48,916,074,383	49,810.96 54,941,498,697	5.18
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	530,060	77,735.61 41,204,621,788	68,057.93 36,074,789,609	3.40
4	AMAZON COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	722,300	36,945.64 26,685,924,464	43,672.86 31,544,906,778	2.98
5	ALPHABET INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	436,900	50,957.77 22,263,511,361	62,182.82 27,167,674,364	2.56
6	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	338,180	63,618.12 21,514,392,323	67,992.58 22,993,732,801	2.17
7	ALPHABET INC CLASS C	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	365,340	50,955.86 18,616,229,328	61,543.66 22,484,363,229	2.12
8	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	163,520	103,286.15 16,889,373,458	101,258.87 16,557,850,929	1.56
9	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	212,190	68,427.40 14,519,638,218	70,466.31 14,952,248,229	1.41

10	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	株式	情報技術	84,500	39,060.11 3,300,582,770	147,199.85 12,438,387,562	1.17
11	ELI LILLY	アメリカ	株式	ヘルスケア	60,325	171,186.61 10,326,837,001	179,600.65 10,834,409,332	1.02
12	ADVANCED MICRO DEVICES INC	アメリカ	株式	情報技術	122,227	34,563.56 4,224,601,237	82,578.36 10,093,305,831	0.95
13	JPMORGAN CHASE	アメリカ	株式	金融	204,270	49,838.70 10,180,584,156	47,295.79 9,661,111,983	0.91
14	BERKSHIRE HATHAWAY INC CLASS B	アメリカ	株式	金融	103,250	81,812.01 8,447,098,507	76,095.97 7,856,909,295	0.74
15	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	316,509	18,672.37 5,909,985,992	23,423.95 7,413,892,383	0.70
16	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	27,711	169,148.32 4,687,273,604	258,253.06 7,156,450,546	0.68
17	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	180,900	33,270.11 6,018,571,500	36,787.21 6,654,806,651	0.63
18	VISA INC CLASS A	アメリカ	株式	金融	126,510	53,237.05 6,735,032,356	51,793.78 6,552,431,171	0.62
19	INTEL CORPORATION	アメリカ	株式	情報技術	339,300	6,505.02 2,207,197,335	19,268.65 6,537,855,354	0.62
20	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需品	329,100	17,768.47 5,847,625,247	18,951.47 6,236,929,106	0.59
21	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技術	296,650	12,260.75 3,637,185,919	18,910.02 5,609,660,281	0.53
22	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需品	33,320	146,303.92 4,874,851,469	158,624.92 5,285,382,601	0.50
23	MASTERCARD INC CLASS A	アメリカ	株式	金融	63,580	87,586.71 5,568,771,996	78,698.81 5,003,670,499	0.47
24	CATERPILLAR INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	35,120	93,023.35 3,266,984,314	141,485.72 4,968,978,532	0.47
25	LAM RESEARCH CORP	アメリカ	株式	情報技術	94,300	25,391.78 2,394,460,184	50,686.02 4,779,691,686	0.45
26	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	132,672	36,304.26 4,816,569,814	34,847.43 4,623,278,989	0.44
27	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケーション・サービス	318,060	16,980.29 5,400,779,287	13,764.92 4,378,070,582	0.41
28	APPLIED MATERIAL INC	アメリカ	株式	情報技術	59,500	40,798.42 2,427,507,628	71,674.49 4,264,632,464	0.40

29	ORACLE CORP	アメリカ	株式	情報技術	129,453	31,757.81 4,111,145,338	32,467.74 4,203,046,735	0.40
30	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	143,618	24,289.28 3,488,381,542	29,173.15 4,189,789,701	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	93.91%
投資証券	1.51%
合計	95.42%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.77%
素材	3.15%
資本財・サービス	9.91%
一般消費財・サービス	8.56%
生活必需品	4.88%
ヘルスケア	8.37%
金融	14.29%
情報技術	29.76%
コミュニケーション・サービス	8.57%
公益事業	2.45%
不動産	0.21%
合計	93.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI JUN 26	買建	485	27,058,452,207	29,305,036,963	2.76%

	イギリス	FTSE 100 INDEX JUN 26	買建	113	2,508,348,444	2,530,682,630	0.24%
	オーストラリア	SPI 200 JUN 26	買建	67	1,659,299,265	1,648,295,073	0.16%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX JUN 26	買建	96	4,269,434,686	4,462,566,912	0.42%
	ドイツ	SWISS MKT IX JUN 26	買建	108	2,816,726,989	2,963,894,436	0.28%
		EURO STOXX 50 JUN 26	買建	708	7,520,815,165	7,967,019,641	0.75%
為替予約取引	日本	豪ドル買/円売 2026年6月	買建	4,800,000	541,785,540	547,364,160	0.05%
		米ドル買/円売 2026年6月	買建	85,500,000	13,427,766,790	13,619,542,950	1.28%
		ユーロ買/円売 2026年6月	買建	16,800,000	3,090,433,280	3,118,138,800	0.29%
		スイス・フラン買/円売 2026年6月	買建	7,200,000	1,448,748,510	1,463,955,120	0.14%
		英ポンド買/円売 2026年6月	買建	2,400,000	510,864,120	513,994,800	0.05%
		カナダ・ドル買/円売 2026年6月	買建	19,700,000	2,275,359,410	2,276,608,830	0.21%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

新興国株式インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		4,251,306,185	95.07
	内 アメリカ	4,251,306,185	95.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		220,535,172	4.93
純資産総額		4,471,841,357	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (買建)	223,222,507	4.99
内 アメリカ	223,222,507	4.99
為替予約取引 (買建)	163,737,170	3.66
内 日本	163,737,170	3.66

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2026年5月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ISHARES CORE MSCI EMERGING MARKETS (ETF)	アメリカ	投資証券	319,200	11,189.01 3,571,566,491	13,318.62 4,251,306,185	95.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	95.07%
合計	95.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
----	----	-----	-----------	----	----	----	----------

株価指数先物取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 26	買建	16	202,219,209	223,222,507	4.99%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2026年6月	買建	1,027,900	162,890,989	163,737,170	3.66%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注4）為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考情報）運用実績

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
全世界株式 インデックス・ファンド (オール・カントリー)	0.21%	0.19%	0.02%

※対象期間は2025年6月2日～2026年6月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、またはロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行ないません。

イ、ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行の休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1万口当たり1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約請求をすることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．またはロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2025年6月2日から2026年6月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同

じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. の規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2025年6月2日から2026年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

全世界株式インデックス・ファンド（オール・カントリー）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 2026年6月15日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	62,472,009
親投資信託受益証券	35,489,930,089
流動資産合計	35,552,402,098
資産合計	35,552,402,098
負債の部	
流動負債	
未払解約金	33,639,269
未払受託者報酬	2,909,742
未払委託者報酬	22,550,847
その他未払費用	727,352
流動負債合計	59,827,210
負債合計	59,827,210
純資産の部	
元本等	
元本	※ 1 24,862,312,680
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,630,262,208
（分配準備積立金）	4,730,670,600
元本等合計	35,492,574,888
純資産合計	35,492,574,888
負債純資産合計	35,552,402,098

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2025年6月2日 至 2026年6月15日
営業収益	
受取利息	241,591
有価証券売買等損益	4,986,343,279
営業収益合計	4,986,584,870
営業費用	
受託者報酬	3,598,128
委託者報酬	27,886,167
その他費用	899,373
営業費用合計	32,383,668
営業利益又は営業損失（△）	4,954,201,202
経常利益又は経常損失（△）	4,954,201,202
当期純利益又は当期純損失（△）	4,954,201,202
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	223,530,602
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,207,924,317
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,207,924,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	308,332,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	308,332,709
分配金	※ 1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,630,262,208

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 当ファンドの第1期計算期間は、2025年6月2日から2026年6月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 2026年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	26,571,791,758円
期中一部解約元本額	1,710,479,078円
2. 計算期間末日における受益権の総数	24,862,312,680口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 自2025年6月2日 至2026年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（238,353円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,730,432,247円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,899,591,608円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は10,630,262,208円（1万口当たり4,275.65円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2026年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,986,333,279
合計	4,986,333,279

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 2026年6月15日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自2025年6月2日 至2026年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 2026年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4276円 (14,276円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	MSCIジャパン・インデックス・マ ザーファンド	1,200,101,031	1,824,513,597	

	新興国株式インデックス・マザーファンド	2,257,578,284	4,404,535,232	
	外国株式インデックスマザーファンド	3,074,849,337	29,260,881,260	
親投資信託受益証券 合計			35,489,930,089	
合計			35,489,930,089	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券、「新興国株式インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2026年6月15日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	42,433,696
株式	1,856,996,970
投資証券	2,109,700
派生商品評価勘定	1,574,460
未収配当金	8,825,792
前払金	118,550
差入委託証拠金	3,135,822
流動資産合計	1,915,194,990

資産合計	1,915,194,990
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	1,259,731,879
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	655,463,111
元本等合計	1,915,194,990
純資産合計	1,915,194,990
負債純資産合計	1,915,194,990

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2026年6月15日現在
1. ※1 期首	2025年6月2日
期首元本額	99,980,000円
期中追加設定元本額	1,260,553,240円
期中一部解約元本額	100,801,361円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
全世界株式インデックス・ファンド（オール・カントリー）	1,200,101,031円
i F r e e 全世界株式インデックス（オール・カントリー）	59,630,848円
計	1,259,731,879円
2. 期末日における受益権の総数	1,259,731,879口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2025年6月2日 至2026年6月15日
----	---------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってデリバティブ取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2026年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	318,098,294
投資証券	△242,129
合計	317,856,165

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2026年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
株価指数				
先物取引				
買建	54,473,550	-	56,049,000	1,575,450
合計	54,473,550	-	56,049,000	1,575,450

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2026年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.5203円
（1万口当たり純資産額）	（15,203円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
I N P E X	2,000	3,495.00	6,990,000	
大成建設	300	15,165.00	4,549,500	
大 林 組	1,400	3,327.00	4,657,800	
清水建設	1,100	2,717.00	2,988,700	
鹿島建設	900	6,130.00	5,517,000	
大東建託	600	3,074.00	1,844,400	
大和ハウス	1,300	4,388.00	5,704,400	
積水ハウス	1,400	3,335.00	4,669,000	
アサヒグループホールディン	3,200	1,510.00	4,832,000	
麒麟HD	1,800	2,682.00	4,827,600	
サントリービバレッジ&フー	300	4,288.00	1,286,400	
キッコーマン	1,500	1,569.50	2,354,250	
味 の 素	1,900	5,060.00	9,614,000	
キオクシアホールディングス	700	90,910.00	63,637,000	
日本たばこ産業	2,500	6,070.00	15,175,000	
ヒューリック	1,000	1,739.50	1,739,500	
セブン&アイ・HLDGS	4,300	1,939.50	8,339,850	
東 レ	2,900	1,197.50	3,472,750	
旭 化 成	2,800	1,764.50	4,940,600	
ネクソン	700	2,200.00	1,540,000	
レゾナック・ホールディング	400	18,395.00	7,358,000	
イビデン	500	22,750.00	11,375,000	
信越化学	3,700	7,564.00	27,986,800	
日本酸素HLDGS	400	5,628.00	2,251,200	
協和キリン	500	2,388.50	1,194,250	
三菱ケミカルグループ	2,700	1,128.50	3,046,950	
野村総合研究所	900	4,565.00	4,108,500	
花 王	1,000	6,055.00	6,055,000	
武田薬品	3,600	5,088.00	18,316,800	
アステラス製薬	3,900	2,152.50	8,394,750	
塩野義製薬	1,700	2,787.00	4,737,900	
中外製薬	1,500	7,428.00	11,142,000	
エーザイ	600	3,821.00	2,292,600	
テ ル モ	3,000	2,237.00	6,711,000	
第一三共	3,900	2,546.00	9,929,400	

大塚ホールディングス	1,000	10,230.00	10,230,000	
日本ペイントHOLD	2,100	1,068.00	2,242,800	
オリエンタルランド	2,400	2,263.00	5,431,200	
オービック	700	3,852.00	2,696,400	
L I N Eヤフー	5,800	410.90	2,383,220	
楽天グループ	3,200	739.70	2,367,040	
大塚商会	500	2,798.00	1,399,000	
富士フイルムHLDGS	2,500	3,439.00	8,597,500	
資 生 堂	900	2,597.00	2,337,300	
J X金属	1,200	3,766.00	4,519,200	
出光興産	1,700	1,331.50	2,263,550	
ENEOSホールディングス	5,800	1,246.00	7,226,800	
ブリヂストン	2,400	3,513.00	8,431,200	
A G C	400	7,382.00	2,952,800	
日本製鉄	10,900	574.20	6,258,780	
J F Eホールディングス	1,300	1,647.50	2,141,750	
三井金属	100	44,690.00	4,469,000	
住友鉱山	500	9,200.00	4,600,000	
古河電工	100	43,970.00	4,397,000	
住友電工	1,600	11,530.00	18,448,000	
フジクラ	3,400	4,346.00	14,776,400	
リクルートホールディングス	3,000	10,720.00	32,160,000	
ディスコ	200	85,250.00	17,050,000	
日本郵政	3,800	2,285.50	8,684,900	
SMC	100	70,130.00	7,013,000	
小松製作所	1,900	6,817.00	12,952,300	
クボタ	2,200	2,843.00	6,254,600	
荏原製作所	1,000	6,204.00	6,204,000	
ダイキン工業	600	23,360.00	14,016,000	
ダイフク	700	6,944.00	4,860,800	
ミネベアミツミ	700	4,476.00	3,133,200	
日 立	10,000	4,737.00	47,370,000	
三菱電機	4,300	5,858.00	25,189,400	
富士電機	300	14,360.00	4,308,000	
マキタ	500	5,705.00	2,852,500	
ニデック	1,900	2,728.00	5,183,200	
日本電気	2,800	3,847.00	10,771,600	
富 士 通	3,800	3,260.00	12,388,000	
ルネサスエレクトロニクス	3,900	4,488.00	17,503,200	
パナソニック ホールディング	5,300	4,010.00	21,253,000	

ソニーグループ	13,200	3,320.00	43,824,000	
T D K	4,300	3,906.00	16,795,800	
横河電機	500	5,162.00	2,581,000	
アドバンテスト	1,700	29,420.00	50,014,000	
キーエンス	400	75,650.00	30,260,000	
デンソー	3,700	1,906.50	7,054,050	
レーザーテック	200	48,300.00	9,660,000	
ファナック	2,100	7,344.00	15,422,400	
京 セ ラ	2,600	3,837.00	9,976,200	
村田製作所	3,700	10,060.00	37,222,000	
日東電工	1,500	3,099.00	4,648,500	
三菱重工業	7,300	3,659.00	26,710,700	
川崎重工業	1,700	2,905.50	4,939,350	
I H I	2,200	2,705.00	5,951,000	
かんぽ生命保険	1,200	1,564.50	1,877,400	
ゆうちょ銀行	4,000	3,198.00	12,792,000	
横浜フィナンシャルグループ	2,200	1,761.00	3,874,200	
日産自動車	5,300	356.90	1,891,570	
いすゞ自動車	1,200	2,294.00	2,752,800	
トヨタ自動車	21,400	2,902.50	62,113,500	
アイシン	1,000	2,373.00	2,373,000	
本田技研	8,200	1,458.00	11,955,600	
スズキ	3,600	1,933.00	6,958,800	
SUBARU	1,200	2,568.00	3,081,600	
ヤマハ発動機	2,000	1,232.00	2,464,000	
シマノ	200	16,375.00	3,275,000	
良品計画	1,100	3,629.00	3,991,900	
パンパシフィックHD	4,300	837.20	3,599,960	
ゼンショーホールディングス	200	8,169.00	1,633,800	
オリンパス	2,400	1,686.00	4,046,400	
SCREENホールディングス	300	14,860.00	4,458,000	
HOYA	800	26,630.00	21,304,000	
キヤノン	1,800	4,327.00	7,788,600	
バンダイナムコHLDGS	1,100	3,594.00	3,953,400	
TOPPANホールディングス	500	4,408.00	2,204,000	
大日本印刷	800	2,671.00	2,136,800	
アシックス	1,500	4,493.00	6,739,500	
任 天 堂	2,500	7,110.00	17,775,000	
伊 藤 忠	12,600	1,907.00	24,028,200	
丸 紅	3,200	5,042.00	16,134,400	

豊田通商	1,400	6,505.00	9,107,000	
三井物産	5,300	4,838.00	25,641,400	
東京エレクトロン	1,000	72,760.00	72,760,000	
住友商事	2,300	6,567.00	15,104,100	
三菱商事	6,800	4,728.00	32,150,400	
ユニ・チャーム	2,400	928.40	2,228,160	
サンリオ	2,200	845.50	1,860,100	
イオン	4,900	1,382.50	6,774,250	
三菱UFJフィナンシャルG	24,200	3,242.00	78,456,400	
りそなホールディングス	4,700	2,203.00	10,354,100	
三井住友トラストグルー	1,400	6,061.00	8,485,400	
三井住友フィナンシャルG	8,200	6,519.00	53,455,800	
千葉銀行	1,200	2,521.00	3,025,200	
みずほフィナンシャルG	5,400	7,793.00	42,082,200	
SBIホールディングス	1,200	2,949.00	3,538,800	
オリックス	2,500	6,170.00	15,425,000	
三菱HCキャピタル	2,000	1,334.50	2,669,000	
大和証券G本社	2,800	1,595.00	4,466,000	
野村ホールディングス	6,600	1,414.00	9,332,400	
SOMPOホールディングス	1,800	6,242.00	11,235,600	
日本取引所グループ	2,200	2,204.00	4,848,800	
MS & A D	2,700	4,673.00	12,617,100	
第一ライフグループ	7,800	1,776.00	13,852,800	
東京海上HD	4,000	7,301.00	29,204,000	
T&Dホールディングス	1,000	4,802.00	4,802,000	
三井不動産	5,600	1,570.50	8,794,800	
三菱地所	2,300	4,277.00	9,837,100	
住友不動産	1,300	3,685.00	4,790,500	
東日本旅客鉄道	2,200	3,377.00	7,429,400	
西日本旅客鉄道	900	2,565.00	2,308,500	
東海旅客鉄道	1,700	3,350.00	5,695,000	
西武ホールディングス	400	3,035.00	1,214,000	
阪急阪神HLDGS	500	4,530.00	2,265,000	
日本郵船	900	5,524.00	4,971,600	
商船三井	800	5,686.00	4,548,800	
川崎汽船	800	2,637.00	2,109,600	
ANAホールディングス	400	3,010.00	1,204,000	
N T T	68,200	146.60	9,998,120	
K D D I	6,600	2,718.00	17,938,800	
ソフトバンク	65,100	210.20	13,684,020	

中部電力	1,500	2,861.00	4,291,500	
関西電力	2,100	2,367.50	4,971,750	
東京瓦斯	700	6,261.00	4,382,700	
大阪瓦斯	800	5,500.00	4,400,000	
東 宝	1,200	1,289.00	1,546,800	
カプコン	600	2,796.00	1,677,600	
セコム	900	6,409.00	5,768,100	
コナミグループ	200	18,960.00	3,792,000	
ニトリホールディングス	900	2,603.00	2,342,700	
ファーストリテイリング	400	81,080.00	32,432,000	
ソフトバンクグループ	8,400	7,139.00	59,967,600	
合計			1,856,996,970	

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	日本ビルファンド	17	2,109,700	
投資証券 合計			2,109,700	
合計			2,109,700	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2026年6月15日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	40,999,511
コール・ローン	150,855,753
投資証券	4,428,085,759

派生商品評価勘定	19,170,037
未収入金	334,897
差入委託証拠金	27,889,135
流動資産合計	4,667,335,092
資産合計	4,667,335,092
負債の部	
流動負債	
未払金	11,861,649
流動負債合計	11,861,649
負債合計	11,861,649
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	2,386,241,724
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,269,231,719
元本等合計	4,655,473,443
純資産合計	4,655,473,443
負債純資産合計	4,667,335,092

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
	(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2026年6月15日現在
1. ※1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額の内訳 ファンド名 スタイル9（8資産分散・保守型） スタイル9（8資産分散・バランス型）	2025年6月2日 52,155,573円 2,382,359,723円 48,273,572円 143,769円 3,852,551円

スタイル9（8資産分散・積極型）	8,677,253円
全世界株式インデックス・ファンド（オール・カントリー）	2,257,578,284円
i F r e e 全世界株式インデックス（オール・カントリー）	113,085,323円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル1（安定）	213,701円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル2（やや安定）	465,314円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル3（バランス）	692,379円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル4（やや積極）	762,509円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル5（積極）	770,641円
計	2,386,241,724円
2. 期末日における受益権の総数	2,386,241,724口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従ってデリバティブ取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引等を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	635,546,987
合計	635,546,987

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2026年6月15日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引				

株価指数 先物取引				
買建	216,508,898	-	235,449,383	18,940,485
合計	216,508,898	-	235,449,383	18,940,485

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2026年6月15日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	150,655,525	-	150,885,077	229,552
アメリカ・ドル	150,655,525	-	150,885,077	229,552
合計	150,655,525	-	150,885,077	229,552

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2026年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.9510円
(1万口当たり純資産額)	(19,510円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING MARKETS (ETF)	334,800	27,644,436.000	
	アメリカ・ドル 小計			27,644,436.000 (4,428,085,759)	
投資証券 合計				4,428,085,759 [4,428,085,759]	
合計				4,428,085,759 [4,428,085,759]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2026年6月15日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	7,280,666,201
コール・ローン	29,891,028,181
株式	988,201,865,721
投資証券	16,198,244,273
派生商品評価勘定	3,034,315,147
未収入金	34,306,104
未収配当金	902,577,377
差入委託証拠金	15,626,597,629
流動資産合計	1,061,169,600,633
資産合計	1,061,169,600,633
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	169,849,249
未払解約金	623,138,100
流動負債合計	792,987,349
負債合計	792,987,349
純資産の部	
元本等	

元本	※1	111,428,066,088
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		948,948,547,196
元本等合計		1,060,376,613,284
純資産合計		1,060,376,613,284
負債純資産合計		1,061,169,600,633

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2026年6月15日現在
1. ※1 期首	2025年6月2日
期首元本額	99,879,136,265円
期中追加設定元本額	24,994,995,831円
期中一部解約元本額	13,446,066,008円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ外国株式インデックスV A	156,360,951円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	870,142円

ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	5,884,210円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	2,441,474円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	53,228,001円
外国株式インデックスファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	132,538,579円
外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	10,992,126,667円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）	849,822,969円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス （為替ヘッジなし）	9,698,900,674円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）	659,439,405円
D-I's 外国株式インデックス	13,119,135円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	42,011,161円
iFree 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）	12,712,998,111円
iFree 8資産バランス	1,714,652,100円
iFree 年金バランス	390,136,909円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	34,863,183円
DCダイワ外国株式インデックス	48,000,877,239円
ダイワ・ライフ・バランス30	375,782,624円
ダイワ・ライフ・バランス50	1,002,857,495円
ダイワ・ライフ・バランス70	1,067,667,991円
大和DC海外株式インデックスファンド	957,972,770円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	6,405,847円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	11,881,279円
ダイワつみたてインデックス外国株式	3,926,032,327円
ダイワつみたてインデックスバランス30	1,728,871円
ダイワつみたてインデックスバランス50	3,408,715円
ダイワつみたてインデックスバランス70	51,967,393円
ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）	3,385,769,006円
ダイワ世界バランスファンド40VA	18,632,408円
ダイワ世界バランスファンド60VA	22,231,307円
ダイワ・バランスファンド35VA	426,584,775円
ダイワ・バランスファンド25VA（適格機関投資家専用）	24,582,580円

ダイワバランスファンド2021-02（適格機関投資家専用）	89,423,932円
スタイル9（4資産分散・保守型）	644,672円
スタイル9（4資産分散・バランス型）	5,246,350円
スタイル9（4資産分散・積極型）	8,909,710円
スタイル9（6資産分散・保守型）	281,924円
スタイル9（6資産分散・バランス型）	10,128,566円
スタイル9（6資産分散・積極型）	12,114,302円
スタイル9（8資産分散・保守型）	422,980円
スタイル9（8資産分散・バランス型）	8,267,607円
スタイル9（8資産分散・積極型）	23,575,975円
全世界株式インデックス・ファンド（オール・カントリー）	3,074,849,337円
i F r e e 全世界株式インデックス（オール・カントリー）	152,943,102円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル1（安定）	87,627円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル2（やや安定）	155,074円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル3（バランス）	233,435円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル4（やや積極）	400,165円
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル5（積極）	615,021円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	945,002,104円
ダイワ・ノーロード 外国株式ファンド	392,350,277円
ダイワ外国株式インデックス（為替ヘッジなし）（ダイワSMA専用）	6,342,680,014円
ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	3,452,333,089円
ダイワライフスタイル2 5	4,558,458円
ダイワライフスタイル5 0	26,030,774円
ダイワライフスタイル7 5	24,662,506円
ダイワバランスファンド2024-01（適格機関投資家専用）	54,476,491円
ダイワバランスファンド2024-05（適格機関投資家専用）	53,896,298円
計	111,428,066,088円
2. 期末日における受益権の総数	111,428,066,088口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2025年6月2日 至2026年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2026年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	76,053,039,685
投資証券	1,458,989,310
合計	77,512,028,995

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2026年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
株価指数				
先物取引				
買建	52,798,983,312	-	55,600,266,680	2,801,283,368
合計	52,798,983,312	-	55,600,266,680	2,801,283,368

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2026年6月15日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	29,240,594,890	-	29,303,777,420	63,182,530
アメリカ・ドル	20,989,597,550	-	21,089,055,730	99,458,180
イギリス・ポンド	192,696,480	-	193,544,370	847,890
オーストラリア・ドル	1,003,593,140	-	994,540,800	△9,052,340
カナダ・ドル	2,559,474,530	-	2,543,838,060	△15,636,470
スイス・フラン	1,751,847,560	-	1,735,159,220	△16,688,340
ユーロ	2,743,385,630	-	2,747,639,240	4,253,610
合計	29,240,594,890	-	29,303,777,420	63,182,530

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2026年6月15日現在
--	--------------

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	9.5162円 (95,162円)
---------------------------	----------------------

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	8,900	144.870	1,289,343.000	
	PALO ALTO NETWORKS INC	61,673	279.620	17,245,004.260	
	FIRST SOLAR INC	7,800	267.310	2,085,018.000	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	13,060	350.670	4,579,750.200	
	SYNCHRONY FINANCIAL	26,400	73.360	1,936,704.000	
	ABBOTT LABORATORIES	132,366	88.180	11,672,033.880	
	HOWMET AEROSPACE INC	30,483	264.670	8,067,935.610	
	VERISK ANALYTICS INC	9,900	183.800	1,819,620.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	22,800	50.670	1,155,276.000	
	AMPHENOL CORP CLASS A	93,500	153.800	14,380,300.000	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,540	1,577.320	5,583,712.800	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERV	38,900	39.200	1,524,880.000	
	AFLAC INC	35,200	117.800	4,146,560.000	
	DARDEN RESTAURANTS INC	8,700	211.470	1,839,789.000	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	11,900	172.510	2,052,869.000	
	ADOBE INC	30,680	204.020	6,259,333.600	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	11,700	109.480	1,280,916.000	
	LULULEMON ATHLETICA INC	7,500	118.770	890,775.000	
	GARMIN LTD	12,400	238.100	2,952,440.000	
	AIR PRODUCTS AND CHEMICALS INC	16,020	281.620	4,511,552.400	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	48,300	220.310	10,640,973.000	
	WR BERKLEY CORP	16,313	68.270	1,113,688.510	
	AUTOZONE INC	1,250	3,116.300	3,895,375.000	
	DOLLAR TREE INC	14,171	114.000	1,615,494.000	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES ADR	91,700	34.630	3,175,571.000	
	D R HORTON INC	19,816	154.090	3,053,447.440	

AUTODESK INC	16,040	198.430	3,182,817.200	
MOODYS CORP	11,420	447.850	5,114,447.000	
DEVON ENERGY CORP	83,340	45.310	3,776,135.400	
ATMOS ENERGY CORP	12,600	169.960	2,141,496.000	
ALLIANT ENERGY CORP	19,600	73.110	1,432,956.000	
CITIGROUP INC	129,473	139.830	18,104,209.590	
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	30,580	226.210	6,917,501.800	
AMERICAN ELECTRIC POWER INC	41,400	129.230	5,350,122.000	
DOMINOS PIZZA INC	2,290	323.880	741,685.200	
DANAHER CORP	48,450	180.100	8,725,845.000	
FORTIVE CORP	21,500	60.140	1,293,010.000	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	43,100	140.530	6,056,843.000	
ARCHER DANIELS MIDLAND	36,600	80.240	2,936,784.000	
APPLE INC	1,116,160	291.130	324,947,660.800	
BOEING	56,700	219.050	12,420,135.000	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	11,815	169.010	1,996,853.150	
BECTON DICKINSON	21,699	146.240	3,173,261.760	
LEIDOS HOLDINGS INC	9,100	122.160	1,111,656.000	
NISOURCE INC	36,500	47.210	1,723,165.000	
CH ROBINSON WORLDWIDE INC	9,000	193.740	1,743,660.000	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	52,171	143.980	7,511,580.580	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	317,704	48.110	15,284,739.440	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CLASS B	105,770	489.250	51,747,972.500	
TRUIST FINANCIAL CORP	94,317	51.660	4,872,416.220	
BLACKSTONE INC	56,400	122.790	6,925,356.000	
BRISTOL MYERS SQUIBB	155,200	57.130	8,866,576.000	
JPMORGAN CHASE	203,830	320.720	65,372,357.600	
T ROWE PRICE GROUP INC	16,400	109.640	1,798,096.000	
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	21,020	384.960	8,091,859.200	
AMERIPRISE FINANCE INC	6,880	459.130	3,158,814.400	
DOLLAR GENERAL CORP	16,700	114.800	1,917,160.000	
SERVICENOW INC	79,500	102.150	8,120,925.000	
CATERPILLAR INC	35,360	910.570	32,197,755.200	
BROWN & BROWN INC	21,800	59.990	1,307,782.000	
CMS ENERGY CORP	23,400	73.570	1,721,538.000	
DELTA AIR LINES INC	12,500	83.060	1,038,250.000	
CORNING INC	60,400	179.200	10,823,680.000	
CISCO SYSTEMS INC	300,350	121.100	36,372,385.000	

MORGAN STANLEY	90,052	214.040	19,274,730.080	
DECKERS OUTDOOR CORP	10,800	113.830	1,229,364.000	
MSCI INC	5,380	599.120	3,223,265.600	
FAIR ISAAC CORP	1,760	1,179.190	2,075,374.400	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,420	512.150	1,239,403.000	
SS AND C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	16,000	67.680	1,082,880.000	
BROADCOM INC	341,980	382.070	130,660,298.600	
UNITED THERAPEUTICS CORP	2,980	545.960	1,626,960.800	
CNH INDUSTRIAL N.V. NV	66,000	10.600	699,600.000	
DICKS SPORTING INC	4,600	220.990	1,016,554.000	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	10,080	282.850	2,851,128.000	
DTE ENERGY	15,800	147.420	2,329,236.000	
CENTENE CORP	37,407	65.190	2,438,562.330	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	7,980	294.910	2,353,381.800	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	32,200	67.650	2,178,330.000	
ARTHUR J GALLAGHER	19,500	218.690	4,264,455.000	
DOMINION ENERGY INC	66,941	67.910	4,545,963.310	
MONSTER BEVERAGE CORP	53,800	92.830	4,994,254.000	
DEERE	18,440	577.480	10,648,731.200	
QUANTA SERVICES INC	11,420	707.740	8,082,390.800	
GLOBAL PAYMENTS INC	17,884	67.710	1,210,925.640	
BURLINGTON STORES INC	4,780	338.450	1,617,791.000	
NASDAQ INC	34,600	88.980	3,078,708.000	
TARGA RESOURCES CORP	15,900	272.600	4,334,340.000	
CONSOLIDATED EDISON INC	28,000	107.740	3,016,720.000	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	5,800	289.360	1,678,288.000	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES INC	5,520	328.820	1,815,086.400	
VEEVA SYSTEMS INC CLASS A	11,220	159.540	1,790,038.800	
CARLISLE COMPANIES INC	3,140	343.770	1,079,437.800	
IDEX CORP	5,600	218.490	1,223,544.000	
COLGATE-PALMOLIVE	57,900	89.450	5,179,155.000	
ROLLINS INC	21,807	47.190	1,029,072.330	
WATSCO INC	2,620	380.460	996,805.200	
GRACO INC	12,600	74.600	939,960.000	
AMETEK INC	17,400	227.120	3,951,888.000	
CHURCH AND DWIGHT INC	18,000	97.560	1,756,080.000	

CURTISS WRIGHT CORP	2,800	758.000	2,122,400.000	
HEICO CORP	3,240	331.610	1,074,416.400	
XPO INC	9,000	228.330	2,054,970.000	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES CLASS A	19,600	64.580	1,265,768.000	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,260	298.840	974,218.400	
COSTCO WHOLESALE CORP	33,720	982.350	33,124,842.000	
RPM INTERNATIONAL INC	9,700	107.050	1,038,385.000	
RELIANCE INC	3,880	413.430	1,604,108.400	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	99,000	32.230	3,190,770.000	
COMFORT SYSTEMS USA INC	2,680	1,877.610	5,031,994.800	
CUMMINS INC	10,520	659.580	6,938,781.600	
CDW CORP	9,700	132.190	1,282,243.000	
COSTAR GROUP INC	31,800	32.840	1,044,312.000	
OLD DOMINION FREIGHT LINE INC	14,300	245.750	3,514,225.000	
INTERACTIVE BROKERS GROUP INC CLAS	32,100	90.810	2,915,001.000	
MERCADOLIBRE INC	3,470	1,589.600	5,515,912.000	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	17,416	345.950	6,025,065.200	
DEXCOM INC	29,300	75.370	2,208,341.000	
NORDSON CORP	3,990	288.210	1,149,957.900	
COPART INC	67,700	30.750	2,081,775.000	
DIAMONDBACK ENERGY INC	14,400	192.130	2,766,672.000	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,100	295.660	1,803,526.000	
TRANSDIGM GROUP INC	4,290	1,256.050	5,388,454.500	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	7,200	159.760	1,150,272.000	
CASEYS GENERAL STORES INC	2,800	895.140	2,506,392.000	
KINDER MORGAN INC	143,481	31.940	4,582,783.140	
HCA HEALTHCARE INC	11,880	387.180	4,599,698.400	
T MOBILE US INC	37,727	189.100	7,134,175.700	
EMCOR GROUP INC	3,400	823.050	2,798,370.000	
COCA-COLA	293,850	82.620	24,277,887.000	
COCA COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	15,800	99.340	1,569,572.000	
EXPEDITORS INTERNATIONAL OF WASHIN	10,050	166.620	1,674,531.000	
CSX CORP	141,400	47.570	6,726,398.000	
EXPEDIA GROUP INC	8,925	224.890	2,007,143.250	
AMAZON COM INC	736,000	238.550	175,572,800.000	

EDWARDS LIFESCIENCES CORP	43,800	85.110	3,727,818.000	
EXXON MOBIL CORP	315,909	147.010	46,441,782.090	
EVEREST GROUP LTD	3,040	339.400	1,031,776.000	
EOG RESOURCES INC	40,700	136.650	5,561,655.000	
EQT CORP	45,100	51.940	2,342,494.000	
FIRST CITIZENS BANCSHARES INC CLAS	570	2,108.610	1,201,907.700	
CENCORA INC	14,040	281.670	3,954,646.800	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	21,500	129.840	2,791,560.000	
FORD MOTOR	297,923	14.840	4,421,177.320	
ENTEGRIS INC	11,600	150.520	1,746,032.000	
STRATEGY INC CLASS A	19,820	123.970	2,457,085.400	
AERCAP HOLDINGS NV	12,700	140.000	1,778,000.000	
FORTINET INC	47,800	146.300	6,993,140.000	
MARKEL GROUP INC	950	1,846.000	1,753,700.000	
NEXTERA ENERGY INC	158,580	85.990	13,636,294.200	
FREEPORT MCMORAN INC	109,308	68.410	7,477,760.280	
INSULET CORP	5,280	149.700	790,416.000	
US BANCORP	118,000	58.940	6,954,920.000	
UNITED RENTALS INC	4,800	1,074.240	5,156,352.000	
F5 INC	4,260	396.160	1,687,641.600	
SUPER MICRO COMPUTER INC	38,700	30.460	1,178,802.000	
PINNACLE FINANCIAL PARTNERS INC	11,500	96.360	1,108,140.000	
FASTENAL	87,300	46.570	4,065,561.000	
FISERV INC	40,433	53.780	2,174,486.740	
GE AEROSPACE	79,386	335.300	26,618,125.800	
AXON ENTERPRISE INC	5,820	441.730	2,570,868.600	
INSMED INC	16,000	97.850	1,565,600.000	
GENERAL MOTORS	68,700	81.500	5,599,050.000	
GENERAL DYNAMICS CORP	17,540	360.220	6,318,258.800	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	22,410	1,062.750	23,816,227.500	
ALPHABET INC CLASS A	442,660	359.680	159,215,948.800	
ALPHABET INC CLASS C	350,740	358.160	125,621,038.400	
GENERAL MILLS INC	40,600	34.510	1,401,106.000	
FIRSTENERGY CORP	41,818	47.030	1,966,700.540	
GENUINE PARTS	10,650	103.750	1,104,937.500	
FIFTH THIRD BANCORP	68,900	54.730	3,770,897.000	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	14,210	307.790	4,373,695.900	

HALLIBURTON	63,500	39.600	2,514,600.000	
HOME DEPOT INC	75,730	328.390	24,868,974.700	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	154,900	17.520	2,713,848.000	
HERSHEY FOODS	11,300	181.660	2,052,758.000	
HUMANA INC	9,140	379.220	3,466,070.800	
NXP SEMICONDUCTORS NV	19,200	304.860	5,853,312.000	
HP INC	69,000	25.240	1,741,560.000	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	100,900	48.170	4,860,353.000	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	26,400	91.660	2,419,824.000	
KRAFT HEINZ	65,203	24.390	1,590,301.170	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CO	71,260	272.240	19,399,822.400	
HUBBELL INC	4,040	476.890	1,926,635.600	
INTERNATIONAL PAPER	38,200	36.150	1,380,930.000	
ZOETIS INC CLASS A	31,900	79.570	2,538,283.000	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	16,839	458.250	7,716,471.750	
CHENIERE ENERGY INC	15,540	241.280	3,749,491.200	
HYATT HOTELS CORP CLASS A	3,000	199.360	598,080.000	
ALLEGION PLC	6,450	133.970	864,106.500	
WASTE CONNECTIONS INC	19,437	156.110	3,034,310.070	
JOHNSON & JOHNSON	183,100	240.870	44,103,297.000	
FABRINET	2,840	611.010	1,735,268.400	
NEBIUS NV CLASS A	15,900	232.360	3,694,524.000	
ABBVIE INC	134,472	227.730	30,623,308.560	
KIMBERLY CLARK CORP	25,200	102.290	2,577,708.000	
KROGER	41,800	64.710	2,704,878.000	
KLA CORP	99,600	254.540	25,352,184.000	
LOCKHEED MARTIN CORP	15,780	540.330	8,526,407.400	
CORPAY INC	4,760	356.110	1,695,083.600	
LOWES COMPANIES INC	42,620	220.780	9,409,643.600	
ELI LILLY	61,045	1,133.000	69,163,985.000	
LAM RESEARCH CORP	94,900	366.810	34,810,269.000	
MASTEC INC	4,800	362.970	1,742,256.000	
LOEWS CORP	12,900	108.120	1,394,748.000	
MCDONALDS CORP	54,010	284.810	15,382,588.100	
3M	39,990	158.320	6,331,216.800	
META PLATFORMS INC CLASS A	167,000	566.980	94,685,660.000	
S&P GLOBAL INC	23,039	418.910	9,651,267.490	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	4,620	577.330	2,667,264.600	

MILlicom INTERNATIONAL CELLULAR SA	7,300	93.770	684,521.000	
PHILLIPS 66	30,500	179.450	5,473,225.000	
ATLASSIAN CORP CLASS A	12,900	88.520	1,141,908.000	
TECHNIPFMC PLC	31,500	70.790	2,229,885.000	
MCCORMICK & CO NON-VOTING INC	19,300	48.950	944,735.000	
METLIFE INC	42,000	88.840	3,731,280.000	
MARVELL TECHNOLOGY INC	64,800	279.700	18,124,560.000	
ARISTA NETWORKS INC	81,200	163.240	13,255,088.000	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	12,638	412.250	5,210,015.500	
METTLER TOLEDO INC	1,550	1,131.490	1,753,809.500	
BAKER HUGHES CLASS A	75,423	63.140	4,762,208.220	
ROCKWELL AUTOMATION INC	8,560	459.340	3,931,950.400	
MERCK & CO INC	187,921	119.050	22,371,995.050	
DUPONT DE NEMOURS INC	31,051	48.260	1,498,521.260	
MASCO CORP	15,500	74.030	1,147,465.000	
M&T BANK CORP	11,299	231.880	2,620,012.120	
MARSH INC	36,570	168.680	6,168,627.600	
HEICO CORP CLASS A	5,800	247.090	1,433,122.000	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC CLASS A	16,582	402.540	6,674,918.280	
WORKDAY INC CLASS A	16,000	130.800	2,092,800.000	
BLOCK INC CLASS A	38,812	69.520	2,698,210.240	
TRANSUNION	14,600	66.130	965,498.000	
VISTRA CORP	25,700	148.020	3,804,114.000	
NETAPP INC	15,000	161.610	2,424,150.000	
NIKE INC CLASS B	91,200	44.930	4,097,616.000	
NORFOLK SOUTHERN CORP	17,100	313.910	5,367,861.000	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	41,100	95.240	3,914,364.000	
RAYMOND JAMES INC	13,505	154.400	2,085,172.000	
NORTHROP GRUMMAN CORP	10,260	550.330	5,646,385.800	
NEWMONT	82,111	100.230	8,229,985.530	
MCKESSON CORP	9,340	784.050	7,323,027.000	
XYLEM INC	18,500	110.080	2,036,480.000	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	118,500	184.300	21,839,550.000	
NUCOR CORP	16,900	266.350	4,501,315.000	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	11,560	482.000	5,571,920.000	
LUMENTUM HOLDINGS INC	5,420	921.560	4,994,855.200	

EVERGY INC	17,550	83.850	1,471,567.500	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	56,224	56.540	3,178,904.960	
ERIE INDEMNITY CLASS A	1,890	226.670	428,406.300	
OKTA INC CLASS A	12,900	116.290	1,500,141.000	
KKR AND CO INC	47,500	96.240	4,571,400.000	
PAYCHEX INC	24,500	100.630	2,465,435.000	
O REILLY AUTOMOTIVE INC	63,600	91.020	5,788,872.000	
ALTRIA GROUP INC	127,000	71.940	9,136,380.000	
PG&E CORP	167,400	16.950	2,837,430.000	
PFIZER INC	432,513	26.210	11,336,165.730	
CIGNA	20,060	298.000	5,977,880.000	
DELL TECHNOLOGIES INC CLASS C	22,901	395.570	9,058,948.570	
XCEL ENERGY INC	47,500	79.220	3,762,950.000	
STERIS	7,500	207.560	1,556,700.000	
SEA ADS REPRESENTING LTD CLASS A	29,600	82.940	2,455,024.000	
FOX CORP CLASS B	10,233	58.920	602,928.360	
FOX CORP CLASS A	15,199	65.850	1,000,854.150	
STRYKER CORP	26,200	312.200	8,179,640.000	
DOW INC	54,718	33.850	1,852,204.300	
TRADEWEB MARKETS INC CLASS A	8,800	101.190	890,472.000	
ZOOM COMMUNICATIONS INC CLASS A	18,200	93.680	1,704,976.000	
PARKER-HANNIFIN CORP	9,620	903.480	8,691,477.600	
UBER TECHNOLOGIES INC	135,000	68.850	9,294,750.000	
PROCTER & GAMBLE	176,667	149.610	26,431,149.870	
EXELON CORP	77,822	46.210	3,596,154.620	
INGERSOLL RAND INC	29,708	74.000	2,198,392.000	
NVR INC	200	6,374.930	1,274,986.000	
CONOCOPHILLIPS	92,903	116.980	10,867,792.940	
TWILIO INC CLASS A	10,900	204.080	2,224,472.000	
EVERPURE INC CLASS A	23,900	72.310	1,728,209.000	
PEPSICO INC	103,900	144.270	14,989,653.000	
MONGODB INC CLASS A	5,960	342.800	2,043,088.000	
CORTEVA INC	50,968	76.140	3,880,703.520	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	26,300	108.500	2,853,550.000	
AMCOR PLC	35,060	40.600	1,423,436.000	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC CLASS A	18,760	682.800	12,809,328.000	

AMERICAN WATER WORKS INC	14,700	126.310	1,856,757.000	
ACCENTURE PLC CLASS A	46,700	170.280	7,952,076.000	
PENTAIR PLC	12,275	73.800	905,895.000	
QUALCOMM INC	81,100	211.720	17,170,492.000	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP INC	16,400	111.115	1,822,286.000	
DATADOG INC CLASS A	23,800	229.900	5,471,620.000	
REGENERON PHARMACEUTICALS INC	7,940	612.140	4,860,391.600	
REPUBLIC SERVICES INC	15,200	209.910	3,190,632.000	
BOOKING HOLDINGS INC	59,480	164.940	9,810,631.200	
ROSS STORES INC	23,900	240.130	5,739,107.000	
PACKAGING CORP OF AMERICA	6,830	228.230	1,558,810.900	
RESMED INC	11,060	194.780	2,154,266.800	
QUEST DIAGNOSTICS INC	8,430	203.060	1,711,795.800	
CARRIER GLOBAL CORP	57,087	69.910	3,990,952.170	
OTIS WORLDWIDE CORP	29,638	70.750	2,096,888.500	
CARLYLE GROUP INC	20,000	45.750	915,000.000	
REGIONS FINANCIAL CORP	64,885	29.270	1,899,183.950	
ROYALTY PHARMA PLC CLASS A	31,300	54.870	1,717,431.000	
CHEVRON CORP	140,118	187.220	26,232,891.960	
ZSCALER INC	7,900	129.520	1,023,208.000	
EDISON INTERNATIONAL	29,300	72.950	2,137,435.000	
TESLA INC	213,910	406.430	86,939,441.300	
BLOOM ENERGY CLASS A CORP	20,600	260.220	5,360,532.000	
SNOWFLAKE INC	25,000	232.780	5,819,500.000	
GEN DIGITAL INC	40,300	24.320	980,096.000	
SYNOPSYS INC	13,819	453.890	6,272,305.910	
CARVANA CLASS A	48,840	64.100	3,130,644.000	
CLOUDFLARE INC CLASS A	23,600	228.480	5,392,128.000	
CHARTER COMMUNICATIONS INC CLASS A	6,205	145.820	904,813.100	
DOORDASH INC CLASS A	27,990	150.580	4,214,734.200	
ROBLOX CORP CLASS A	45,300	43.310	1,961,943.000	
AIRBNB INC CLASS A	32,200	132.280	4,259,416.000	
CBRE GROUP INC CLASS A	22,400	133.410	2,988,384.000	
SOUTHERN	85,800	94.000	8,065,200.000	
SYSCO CORP	36,400	79.190	2,882,516.000	
TRAVELERS COMPANIES INC	16,123	304.460	4,908,808.580	
FUTU HOLDINGS ADR LTD	3,900	97.540	380,406.000	
REVOLUTION MEDICINES INC	12,300	153.870	1,892,601.000	

STEEL DYNAMICS INC	10,550	282.760	2,983,118.000	
SLB NV	114,152	56.180	6,413,059.360	
AFFIRM HOLDINGS INC CLASS A	21,100	66.170	1,396,187.000	
AT&T INC	530,591	23.580	12,511,335.780	
ON SEMICONDUCTOR CORP	29,900	116.790	3,492,021.000	
SHERWIN WILLIAMS	17,880	317.300	5,673,324.000	
SEMPRA	49,700	92.290	4,586,813.000	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC CLASS A	165,300	127.990	21,156,747.000	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	16,610	931.040	15,464,574.400	
COINBASE GLOBAL INC CLASS A	16,120	159.780	2,575,653.600	
TEXAS INSTRUMENT INC	69,200	301.120	20,837,504.000	
SALESFORCE INC	60,266	165.890	9,997,526.740	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	31,809	133.880	4,258,588.920	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	46,534	144.960	6,745,568.640	
TERADYNE INC	11,920	403.200	4,806,144.000	
UNION PACIFIC CORP	45,080	272.700	12,293,316.000	
MARATHON PETROLEUM CORP	22,388	263.580	5,901,029.040	
RTX CORP	102,279	183.530	18,771,264.870	
UNITED PARCEL SERVICE INC CLASS B	56,600	108.100	6,118,460.000	
IQVIA HOLDINGS INC	12,904	181.460	2,341,559.840	
AMEREN CORP	21,100	109.000	2,299,900.000	
UNITEDHEALTH GROUP INC	68,986	408.520	28,182,160.720	
APPROVIN CORP CLASS A	17,460	496.770	8,673,604.200	
TOAST INC CLASS A	35,900	24.820	891,038.000	
VERISIGN INC	6,280	279.890	1,757,709.200	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A	61,200	16.760	1,025,712.000	
ROBINHOOD MARKETS INC CLASS A	57,100	93.190	5,321,149.000	
VALERO ENERGY CORP	22,742	258.670	5,882,673.140	
SOFI TECHNOLOGIES INC	97,000	16.580	1,608,260.000	
ULTA BEAUTY INC	3,320	467.740	1,552,896.800	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC	19,588	47.920	938,656.960	
ELEVANCE HEALTH INC	16,680	404.070	6,739,887.600	
WALT DISNEY	134,662	100.040	13,471,586.480	
WELLS FARGO	232,822	83.730	19,494,186.060	

WASTE MANAGEMENT INC	30,600	219.450	6,715,170.000	
WILLIAMS INC	93,000	72.080	6,703,440.000	
TRACTOR SUPPLY	39,700	31.250	1,240,625.000	
WALMART INC	333,400	121.040	40,354,736.000	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	14,700	88.570	1,301,979.000	
GRAB HOLDINGS LTD CLASS A	184,500	3.300	608,850.000	
WESTINGHOUSE AIR BRAKE TECHNOLOGIE	12,911	265.200	3,423,997.200	
TJX INC	84,100	168.410	14,163,281.000	
WATERS CORP	7,494	355.530	2,664,341.820	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	6,200	115.520	716,224.000	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,183	262.630	1,886,471.290	
WILLIAMS SONOMA INC	9,000	223.540	2,011,860.000	
WESTERN DIGITAL CORP	26,340	562.925	14,827,444.500	
WEC ENERGY GROUP INC	24,800	113.440	2,813,312.000	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP IN	37,900	79.700	3,020,630.000	
VISA INC CLASS A	127,790	322.390	41,198,218.100	
PPL CORP	57,200	35.850	2,050,620.000	
CONSTELLATION ENERGY CORP	23,404	253.760	5,938,999.040	
PULTEGROUP INC	14,550	123.170	1,792,123.500	
WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	179,053	26.980	4,830,849.940	
PPG INDUSTRIES INC	17,000	119.340	2,028,780.000	
NORTHERN TRUST CORP	13,300	174.340	2,318,722.000	
NVIDIA CORP	1,754,100	205.190	359,923,779.000	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP INC	30,613	237.660	7,275,485.580	
TYSON FOODS INC CLASS A	21,400	57.430	1,229,002.000	
NETFLIX INC	320,060	80.340	25,713,620.400	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	28,260	469.340	13,263,548.400	
NRG ENERGY INC	15,550	125.470	1,951,058.500	
TEXTRON INC	13,200	92.820	1,225,224.000	
NEWS CORP CLASS A	27,787	25.680	713,570.160	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	4,430	378.910	1,678,571.300	
OMNICOM GROUP INC	21,600	76.680	1,656,288.000	
JACOBS SOLUTIONS INC	8,920	127.000	1,132,840.000	
ORACLE CORP	131,153	184.130	24,149,201.890	
MASTERCARD INC CLASS A	62,140	489.980	30,447,357.200	

ONEOK INC	47,900	90.590	4,339,261.000	
ROPER TECHNOLOGIES INC	7,800	334.970	2,612,766.000	
ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	15,900	134.900	2,144,910.000	
EXPAND ENERGY CORP	18,300	88.780	1,624,674.000	
YUM BRANDS INC	21,000	154.310	3,240,510.000	
TAKE TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	13,300	211.750	2,816,275.000	
BANK OF AMERICA CORP	516,001	56.020	28,906,376.020	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,520	626.020	2,203,590.400	
AMERICAN EXPRESS	40,360	325.440	13,134,758.400	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	34,735	65.180	2,264,027.300	
LINDE PLC	35,246	523.570	18,453,748.220	
ANALOG DEVICES INC	37,111	417.790	15,504,604.690	
ADVANCED MICRO DEVICES INC	124,027	511.570	63,448,492.390	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	18,100	28.740	520,194.000	
NATERA INC	10,200	212.070	2,163,114.000	
LIBERTY MEDIA FORMULA ONE SERIES C	16,200	88.930	1,440,666.000	
KENVUE INC	145,700	18.140	2,642,998.000	
VERALTO CORP	18,616	83.360	1,551,829.760	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	40,672	75.740	3,080,497.280	
BUNGE GLOBAL SA	9,500	127.170	1,208,115.000	
VERTIV HOLDINGS CLASS A	27,660	302.870	8,377,384.200	
ROYAL CARIBBEAN GROUP LTD	19,340	294.380	5,693,309.200	
AVERY DENNISON CORP	5,830	159.250	928,427.500	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS COR	36,400	52.170	1,898,988.000	
EMERSON ELECTRIC	42,700	143.070	6,109,089.000	
AON PLC	15,500	335.310	5,197,305.000	
AMGEN INC	41,000	355.200	14,563,200.000	
SAMSARA INC CLASS A	26,600	33.660	895,356.000	
IREN LTD	24,600	59.770	1,470,342.000	
TAPESTRY INC	15,400	147.420	2,270,268.000	
EATON PLC	29,476	391.390	11,536,611.640	
COOPER INC	14,700	67.880	997,836.000	
CONSTELLATION BRANDS INC CLASS A	10,500	148.510	1,559,355.000	

APPLIED MATERIAL INC	60,380	567.250	34,250,555.000	
CME GROUP INC CLASS A	27,620	269.530	7,444,418.600	
ECOLAB INC	19,320	265.410	5,127,721.200	
EQUIFAX INC	9,200	163.710	1,506,132.000	
GILEAD SCIENCES INC	94,400	125.590	11,855,696.000	
KEURIG DR PEPPER INC	98,100	31.710	3,110,751.000	
STATE STREET CORP	21,213	167.630	3,555,935.190	
ECHOSTAR CORP CLASS A	9,900	114.080	1,129,392.000	
GE VERNOVA INC	20,486	940.660	19,270,360.760	
CHARLES SCHWAB CORP	125,440	91.100	11,427,584.000	
COHERENT CORP	14,160	385.030	5,452,024.800	
CRH PUBLIC LIMITED PLC	50,900	106.480	5,419,832.000	
LABCORP HOLDINGS INC	6,240	266.160	1,660,838.400	
SMURFIT WESTROCK PLC	39,900	43.320	1,728,468.000	
SHARKNINJA INC	6,700	133.800	896,460.000	
FERGUSON ENTERPRISES INC	14,800	230.080	3,405,184.000	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	10,480	110.650	1,159,612.000	
REDDIT INC CLASS A	8,800	162.100	1,426,480.000	
TE CONNECTIVITY PLC	22,295	210.380	4,690,422.100	
BLACKROCK INC	11,260	1,032.000	11,620,320.000	
ASTERA LABS INC	10,400	367.150	3,818,360.000	
ROCKET COMPANIES INC CLASS A	69,005	13.070	901,895.350	
CARDINAL HEALTH INC	17,900	223.850	4,006,915.000	
APTIV PLC	16,100	68.050	1,095,605.000	
FTAI AVIATION LTD	7,580	241.960	1,834,056.800	
FEDEX CORP	16,800	338.310	5,683,608.000	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	45,374	184.730	8,381,939.020	
FLEX LTD	27,900	149.710	4,176,909.000	
ROCKET LAB CORP	39,700	102.390	4,064,883.000	
CIRCLE INTERNET GROUP INC CLASS A	11,700	77.840	910,728.000	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES	18,913	78.270	1,480,320.510	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDING LTD	12,600	250.810	3,160,206.000	
INTEL CORPORATION	333,700	124.570	41,569,009.000	
COREWEAVE INC CLASS A	20,800	100.550	2,091,440.000	
QNITY ELECTRONICS INC	15,875	150.650	2,391,568.750	
IONQ INC	25,900	57.850	1,498,315.000	

AMRIZE AG	37,800	53.170	2,009,826.000	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	20,850	129.620	2,702,577.000	
ILLINOIS TOOL INC	20,820	257.430	5,359,692.600	
MEDLINE INC CLASS A	29,100	36.610	1,065,351.000	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	10,511	166.450	1,749,555.950	
ILLUMINA INC	11,300	160.970	1,818,961.000	
INTUITIVE SURGICAL INC	27,020	411.060	11,106,841.200	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	6,150	124.060	762,969.000	
SNAP ON INC	3,980	387.480	1,542,170.400	
CIENA CORP	10,760	445.980	4,798,744.800	
DUKE ENERGY CORP	59,228	124.970	7,401,723.160	
TARGET CORP	34,400	135.230	4,651,912.000	
DOVER CORP	10,200	217.430	2,217,786.000	
WW GRAINGER INC	3,320	1,315.870	4,368,688.400	
JABIL INC	8,060	384.820	3,101,649.200	
CINTAS CORP	25,800	176.280	4,548,024.000	
CLOROX	9,200	96.820	890,744.000	
ENTERGY CORP	34,800	111.110	3,866,628.000	
MICROSOFT CORP	536,340	390.740	209,569,491.600	
INCYTE CORP	12,900	108.530	1,400,037.000	
CVS HEALTH CORP	96,669	101.960	9,856,371.240	
MEDTRONIC PLC	97,598	80.200	7,827,359.600	
MICRON TECHNOLOGY INC	85,780	981.610	84,202,505.800	
CENTERPOINT ENERGY INC	49,600	42.900	2,127,840.000	
KEYCORP	68,800	22.700	1,561,760.000	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC CLASS A	97,411	62.990	6,135,918.890	
CHUBB	26,539	328.140	8,708,507.460	
ALLSTATE CORP	19,600	221.630	4,343,948.000	
EBAY INC	32,300	108.610	3,508,103.000	
PAYPAL HOLDINGS INC	64,850	41.530	2,693,220.500	
ESTEE LAUDER INC CLASS A	18,800	89.680	1,685,984.000	
TRIMBLE INC	17,900	50.420	902,518.000	
LENNAR A CORP CLASS A	15,400	90.300	1,390,620.000	
AST SPACEMOBILE INC CLASS A	18,100	82.410	1,491,621.000	
COMPASS GROUP PLC	125,437	34.180	4,287,436.660	
PROGRESSIVE CORP	44,500	203.110	9,038,395.000	

	PACCAR INC	39,955	118.520	4,735,466.600	
	BIOGEN INC	11,200	200.050	2,240,560.000	
	IDEXX LABORATORIES INC	6,060	560.880	3,398,932.800	
	STARBUCKS CORP	86,600	103.040	8,923,264.000	
	PTC INC	9,000	113.680	1,023,120.000	
	EVERSOURCE ENERGY	28,600	68.690	1,964,534.000	
	INTUIT INC	21,040	276.730	5,822,399.200	
	BEST BUY INC	15,150	78.530	1,189,729.500	
	BALL CORP	19,104	56.980	1,088,545.920	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	112,997	46.910	5,300,689.270	
	ELECTRONIC ARTS INC	17,100	203.270	3,475,917.000	
	VULCAN MATERIALS	9,920	286.470	2,841,782.400	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	19,360	444.925	8,613,748.000	
	CARNIVAL CORP LTD	97,600	29.180	2,847,968.000	
	COEUR MINING INC	78,600	17.200	1,351,920.000	
	COMCAST CORP CLASS A	272,690	24.500	6,680,905.000	
	FEDEX FREIGHT HOLDING COMPANY INC	8,400	174.760	1,467,984.000	
	JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	12,600	63.250	796,950.000	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	76,200	7.330	558,546.000	
アメリカ・ドル 小計				4,794,475,104.120 (767,979,022,178)	
イギリス・ポ ンド	SHELL PLC	413,880	32.205	13,329,005.400	
	AIRTEL AFRICA PLC	55,540	3.710	206,053.400	
	HALEON PLC	657,084	3.368	2,213,058.910	
	WISE PLC CLASS A	54,809	8.040	440,664.360	
	SUNBELT RENTALS HOLDINGS INC	30,199	62.240	1,879,585.760	
	BP PLC	1,158,007	5.345	6,189,547.410	
	UNILEVER PLC	161,200	43.860	7,070,232.000	
	BARCLAYS PLC	1,009,689	4.728	4,774,314.430	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	619,578	13.080	8,104,080.240	
	MARKS AND SPENCER GROUP PLC	150,130	3.763	564,939.190	
	PRUDENTIAL PLC	185,743	9.812	1,822,510.310	
	NATWEST GROUP PLC	588,645	6.142	3,615,457.590	
	BAE SYSTEMS PLC	215,769	19.110	4,123,345.590	
	AVIVA PLC	223,168	6.278	1,401,048.700	
	GLAXOSMITHKLINE	299,164	19.840	5,935,413.760	
	INFORMA PLC	92,772	8.162	757,205.060	

MELROSE INDUSTRIES PLC	90,508	4.625	418,599.500	
SPIRAX GROUP PLC	5,453	68.100	371,349.300	
HALMA PLC	27,258	38.980	1,062,516.840	
STANDARD LIFE PLC	52,037	7.910	411,612.670	
M&G PLC	167,052	3.216	537,239.230	
ENDEAVOUR MINING	15,838	38.300	606,595.400	
RELX PLC	131,560	24.920	3,278,475.200	
DIAGEO PLC	164,249	15.145	2,487,551.100	
RIO TINTO PLC	78,381	78.140	6,124,691.340	
STANDARD CHARTERED PLC	130,620	19.280	2,518,353.600	
TESCO PLC	471,044	4.730	2,228,038.120	
FRESNILLO PLC	13,407	30.020	402,478.140	
SMITH AND NEPHEW PLC	56,504	11.330	640,190.320	
GLENCORE PLC	689,665	5.889	4,061,437.180	
SMITHS GROUP PLC	22,369	25.230	564,369.870	
PEARSON PLC	34,388	11.470	394,430.360	
SAINSBURY(J) PLC	123,342	3.138	387,047.190	
NEXT PLC	8,489	144.250	1,224,538.250	
BUNZL	23,941	25.380	607,622.580	
VODAFONE GROUP PLC	1,359,645	1.157	1,573,789.080	
KINGFISHER PLC	124,777	2.883	359,732.090	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	55,102	13.140	724,040.280	
SEVERN TRENT PLC	19,777	29.260	578,675.020	
RENTOKIL INITIAL PLC	184,349	4.536	836,207.060	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	47,356	46.380	2,196,371.280	
SCHRODERS PLC	59,874	5.830	349,065.420	
SSE PLC	89,447	24.000	2,146,728.000	
ASTRAZENECA PLC	111,360	134.620	14,991,283.200	
LEGAL AND GENERAL GROUP PLC	384,089	2.807	1,078,137.820	
3I GROUP PLC	71,712	23.090	1,655,830.080	
THE SAGE GROUP PLC	69,055	8.184	565,146.120	
NATIONAL GRID PLC	366,901	12.090	4,435,833.090	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,318,584	1.023	4,420,070.720	
IMPERIAL BRANDS PLC	54,812	27.970	1,533,091.640	
CENTRICA PLC	337,648	1.858	627,349.980	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	147,292	46.310	6,821,092.520	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	20,675	19.460	402,335.500	
HSBC HOLDINGS PLC	1,267,647	13.728	17,402,258.010	
ANGLO AMERICAN PLC	77,920	40.020	3,118,358.400	

	BT GROUP PLC	421,559	2.095	883,166.100	
	COCA COLA HBC AG	14,700	45.860	674,142.000	
	INTERTEK GROUP PLC	11,368	56.600	643,428.800	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	32,819	90.100	2,956,991.900	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,229	34.640	666,092.560	
	ANTOFAGASTA PLC	25,209	40.440	1,019,451.960	
	EXPERIAN PLC	66,380	25.690	1,705,302.200	
イギリス・ポンド 小計				165,117,569.130 (35,576,231,445)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	96,324	29.930	2,882,977.320	
	AZRIELI GROUP LTD	3,430	439.400	1,507,142.000	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	17,797	175.000	3,114,475.000	
	ENLIGHT RENEWABLE ENERGY LTD	10,959	278.700	3,054,273.300	
	HAREL INSURANCE INVESTMENTS & FINA	9,315	170.000	1,583,550.000	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	8,799	764.400	6,725,955.600	
	NOVA LTD	2,403	1,665.000	4,000,995.000	
	OPC ENERGY LTD	13,422	106.000	1,422,732.000	
	ICL GROUP LTD	55,887	16.500	922,135.500	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,199	2,575.000	5,662,425.000	
	BANK HAPOALIM BM	103,139	70.690	7,290,895.910	
	BANK LEUMI LE ISRAEL	116,344	68.290	7,945,131.760	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	12,134	206.000	2,499,604.000	
イスラエル・シュケル 小計				48,612,292.390 (2,666,768,275)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	156,723	5.680	890,186.640	
	TELSTRA GROUP LTD	281,023	5.200	1,461,319.600	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	215,090	34.170	7,349,625.300	
	SGH LTD	14,554	41.510	604,136.540	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON & COMP	24,448	44.360	1,084,513.280	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,917	4.970	963,767.490	
	BHP GROUP LTD	362,658	62.930	22,822,067.940	
	SOUTH32 LTD	320,192	4.520	1,447,267.840	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	135,674	31.230	4,237,099.020	
	FORTESCUE LTD	114,794	20.210	2,319,986.740	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	218,920	36.500	7,990,580.000	

	WESTPAC BANKING CORPORATION	244,094	35.000	8,543,290.000	
	SANTOS LTD	231,785	8.070	1,870,504.950	
	RIO TINTO LTD	26,539	184.320	4,891,668.480	
	ORIGIN ENERGY LTD	122,948	11.090	1,363,493.320	
	PLS GROUP LTD	247,324	6.520	1,612,552.480	
	XERO LTD	11,505	73.500	845,617.500	
	PRO MEDICUS LTD	4,109	164.000	673,876.000	
	COLES GROUP LTD	95,863	24.010	2,301,670.630	
	WISETECH GLOBAL LTD	13,917	37.500	521,887.500	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	97,030	19.260	1,868,797.800	
	EVOLUTION MINING LTD	144,954	11.750	1,703,209.500	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	119,429	159.510	19,050,119.790	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	107,154	24.060	2,578,125.240	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	87,181	38.330	3,341,647.730	
	QANTAS AIRWAYS LTD	51,131	9.350	478,074.850	
	MACQUARIE GROUP LTD DEF	25,840	242.440	6,264,649.600	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	38,949	53.910	2,099,740.590	
	CSL LTD	34,637	107.510	3,723,823.870	
	WESFARMERS LTD	81,020	86.470	7,005,799.400	
	COCHLEAR LTD	4,511	103.750	468,016.250	
	SUNCORP GROUP LTD	77,281	18.730	1,447,473.130	
	ASX LTD	13,985	49.200	688,062.000	
	COMPUTERSHARE LTD	36,653	36.850	1,350,663.050	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	158,364	8.000	1,266,912.000	
	SONIC HEALTHCARE LTD	32,380	20.200	654,076.000	
	BRAMBLES LTD	95,582	19.010	1,817,013.820	
	LYNAS RARE EARTHS LTD	64,695	17.770	1,149,630.150	
	CAR GROUP LTD	26,112	26.370	688,573.440	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	365,817	2.640	965,756.880	
	REA GROUP LTD	3,764	143.000	538,252.000	
オーストラリア・ドル 小計				132,943,528.340 (15,059,842,890)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD INC	47,500	84.310	4,004,725.000	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	22,081	65.940	1,456,021.140	
	BROOKFIELD RENEWABLE SUBORDINATE V	9,700	50.980	494,506.000	
	CELESTICA INC	8,000	550.220	4,401,760.000	

BOMBARDIER INC CLASS B	5,800	310.490	1,800,842.000	
ATKINSREALIS GROUP INC	11,200	82.210	920,752.000	
IMPERIAL OIL LTD	9,900	169.770	1,680,723.000	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,400	2,924.000	4,093,600.000	
RESTAURANTS BRANDS INTERNATIONAL I	22,287	104.840	2,336,569.080	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	31,600	162.320	5,129,312.000	
INTACT FINANCIAL CORP	12,250	277.880	3,404,030.000	
BCE INC	23,830	34.370	819,037.100	
FRANCO NEVADA CORP	13,400	293.330	3,930,622.000	
SUNCOR ENERGY INC	82,530	86.010	7,098,405.300	
METRO INC	13,100	93.210	1,221,051.000	
NATIONAL BANK OF CANADA	26,900	209.800	5,643,620.000	
BANK OF NOVA SCOTIA	85,800	117.430	10,075,494.000	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	63,800	158.710	10,125,698.000	
TORONTO DOMINION	115,000	164.010	18,861,150.000	
GREAT WEST LIFECO INC	17,100	83.390	1,425,969.000	
ROYAL BANK OF CANADA	97,350	278.930	27,153,835.500	
TOURMALINE OIL CORP	25,400	63.200	1,605,280.000	
TC ENERGY CORP	72,550	97.040	7,040,252.000	
PEMBINA PIPELINE CORP	40,429	67.590	2,732,596.110	
BARRICK MINING CORP	116,500	56.250	6,553,125.000	
CAE INC	20,000	35.390	707,800.000	
THOMSON REUTERS CORP	8,873	114.090	1,012,320.570	
EMPIRE LTD CLASS A	7,900	49.330	389,707.000	
CCL INDUSTRIES INC CLASS B	10,150	83.940	851,991.000	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	27,200	26.570	722,704.000	
HYDRO ONE LTD	22,800	56.690	1,292,532.000	
LOBLAW COMPANIES LTD	38,340	65.000	2,492,100.000	
STANTEC INC	7,900	101.090	798,611.000	
WSP GLOBAL INC	9,400	182.950	1,719,730.000	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	5,700	209.490	1,194,093.000	
EMERA INC	21,100	73.500	1,550,850.000	
TFI INTERNATIONAL INC	5,400	224.370	1,211,598.000	
CANADIAN UTILITIES LTD CLASS A	9,000	51.740	465,660.000	
WHITECAP RESOURCES INC	83,700	16.340	1,367,658.000	

ROGERS COMMUNICATIONS NON-VOTING I	25,100	53.920	1,353,392.000	
IVANHOE MINES LTD CLASS A	53,900	11.780	634,942.000	
AGNICO EAGLE MINES LTD	34,817	227.410	7,917,733.970	
ALAMOS GOLD INC CLASS A	29,000	49.190	1,426,510.000	
KINROSS GOLD CORP	83,200	35.760	2,975,232.000	
BANK OF MONTREAL	47,800	235.250	11,244,950.000	
POWER CORPORATION OF CANADA	37,100	86.620	3,213,602.000	
LUNDIN GOLD INC	6,600	76.810	506,946.000	
SHOPIFY SUBORDINATE VOTING INC CLA	85,400	151.470	12,935,538.000	
NUTRIEN LTD	33,519	94.610	3,171,232.590	
CAMECO CORP	30,300	141.030	4,273,209.000	
FIRSTSERVICE SUBORDINATE VOTING CO	2,900	200.250	580,725.000	
GFL ENVIRONMENTAL SUBORDINATE VOTI	17,100	50.300	860,130.000	
TELUS	10,800	16.640	179,712.000	
EQUINOX GOLD CORP	59,000	14.740	869,660.000	
LUNR ROYALTIES CORP	1,386	23.700	32,848.200	
TECK RESOURCES SUBORDINATE VOTING	31,900	90.610	2,890,459.000	
CANADIAN TIRE LTD CLASS A	3,300	186.770	616,341.000	
CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	145,200	63.400	9,205,680.000	
FAIRFAX FINANCIAL HOLDINGS SUB VOT	1,300	2,263.690	2,942,797.000	
MAGNA INTERNATIONAL INC	18,100	93.210	1,687,101.000	
GEORGE WESTON LTD	10,311	104.010	1,072,447.110	
PAN AMERICAN SILVER CORP	29,400	67.400	1,981,560.000	
DESCARTES SYSTEMS GROUP INC	6,000	102.020	612,120.000	
SUN LIFE FINANCIAL INC	38,600	107.040	4,131,744.000	
ENBRIDGE INC	151,900	78.980	11,997,062.000	
BROOKFIELD CORP CLASS A	138,387	63.200	8,746,058.400	
MANULIFE FINANCIAL CORP	116,700	56.320	6,572,544.000	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	62,120	125.880	7,819,665.600	
IA FINANCIAL INC	6,300	178.830	1,126,629.000	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	12,100	85.130	1,030,073.000	
CANADIAN NATIONAL RAILWAY	36,050	166.470	6,001,243.500	

	CGI INC CLASS A	13,200	93.200	1,230,240.000	
	IGM FINANCIAL INC	5,600	80.510	450,856.000	
	TMX GROUP LTD	19,300	50.480	974,264.000	
	SAPUTO INC	16,700	42.010	701,567.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	47,700	43.390	2,069,703.000	
	FORTIS INC	35,300	79.610	2,810,233.000	
	RB GLOBAL INC	12,800	150.530	1,926,784.000	
	LUNDIN MINING CORP	47,600	37.860	1,802,136.000	
	CENOVUS ENERGY	90,900	39.470	3,587,823.000	
	DOLLARAMA INC	19,000	190.940	3,627,860.000	
	ALTAGAS LTD	21,600	55.200	1,192,320.000	
	KEYERA CORP	16,000	59.010	944,160.000	
	ARC RESOURCES LTD	39,400	31.760	1,251,344.000	
カナダ・ドル 小計				292,965,507.170 (33,600,214,017)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	182,200	2.560	466,432.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	95,100	38.160	3,629,016.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	162,340	63.240	10,266,381.600	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	117,975	7.000	825,825.000	
	KEPPEL LTD	111,100	10.650	1,183,215.000	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING (HOLDINGS	201,000	3.450	693,450.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING LTD	257,700	23.500	6,055,950.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	583,750	4.270	2,492,612.500	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	121,500	10.570	1,284,255.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	69,500	6.130	426,035.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	63,300	22.580	1,429,314.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	126,000	3.570	449,820.000	
シンガポール・ドル 小計				29,202,306.100 (3,650,872,308)	
スイス・フラン	SANDOZ GROUP AG	29,136	67.040	1,953,277.440	
	BELIMO N AG	685	875.000	599,375.000	
	GALDERMA GROUP N AG	13,129	172.150	2,260,157.350	
	ROCHE PS PAR AG	48,970	330.000	16,160,100.000	
	AVOLTA AG	5,957	50.400	300,232.800	
	UBS GROUP AG	221,273	38.900	8,607,519.700	
	ROCHE HOLDING AG	2,021	334.000	675,014.000	

EMS-CHEMIE HOLDING AG	488	698.500	340,868.000	
SIKA AG	10,627	155.150	1,648,779.050	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT & SPRUENGL	7	94,300.000	660,100.000	
ABB LTD	109,246	81.620	8,916,658.520	
SWISS RE AG	20,824	120.750	2,514,498.000	
NESTLE SA	179,591	79.810	14,333,157.710	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,477	697.800	1,030,650.600	
SCHINDLER HOLDING PAR AG	2,812	262.600	738,431.200	
JULIUS BAER GRUPPE AG	14,225	64.700	920,357.500	
SGS SA	11,432	89.480	1,022,935.360	
SCHINDLER HOLDING AG	1,366	251.000	342,866.000	
HELVETIA BALOISE HOLDING N AG	5,351	204.200	1,092,674.200	
VAT GROUP AG	1,883	663.400	1,249,182.200	
BKW N AG	1,366	139.000	189,874.000	
ALCON AG	34,830	53.160	1,851,562.800	
THE SWATCH GROUP AG	1,958	209.300	409,809.400	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	10,458	563.800	5,896,220.400	
NOVARTIS AG	127,019	122.080	15,506,479.520	
BARRY CALLEBAUT AG	248	1,144.000	283,712.000	
COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	37,471	178.900	6,703,561.900	
SWISSCOM AG	1,805	656.500	1,184,982.500	
BC VAUD N	2,045	118.900	243,150.500	
GEBERIT AG	2,231	509.200	1,136,025.200	
GIVAUDAN SA	644	3,182.000	2,049,208.000	
STRAUMANN HOLDING AG	7,707	93.620	721,529.340	
SONOVA HOLDING AG	3,411	200.600	684,246.600	
LOGITECH INTERNATIONAL SA	10,014	88.400	885,237.600	
LONZA GROUP AG	4,895	490.300	2,400,018.500	
HOLCIM LTD AG	35,561	74.560	2,651,428.160	
SWISS LIFE HOLDING AG	1,933	857.000	1,656,581.000	
KUEHNE UND NAGEL INTERNATIONAL AG	3,364	195.550	657,830.200	
SWISS PRIME SITE AG	5,539	129.700	718,408.300	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT & SPRUENGL	65	9,190.000	597,350.000	
スイス・フラン 小計			111,794,050.550 (22,544,388,233)	

スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	17,099	159.200	2,722,160.800	
	OCTAVE INTELLIGENCE SDR PLC	16,024	173.400	2,778,561.600	
	ERICSSON CLASS B	208,093	116.600	24,263,643.800	
	VOLVO CLASS B	122,196	315.100	38,503,959.600	
	SKF CLASS B	26,539	237.900	6,313,628.100	
	TELE2 CLASS B	42,591	186.950	7,962,387.450	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN CLAS	115,365	188.900	21,792,448.500	
	SVENSKA HANDELSBANKEN CLASS A	107,177	138.350	14,827,937.950	
	SWEDBANK CLASS A	64,613	347.900	22,478,862.700	
	HENNES & MAURITZ CLASS B	33,305	171.250	5,703,481.250	
	SVENSKA CELLULOSA AKTIEBOLAGET SCA	47,261	100.050	4,728,463.050	
	SKANSKA CLASS B	26,006	240.200	6,246,641.200	
	SANDVIK	81,474	378.600	30,846,056.400	
	INVESTOR CLASS B	136,267	379.100	51,658,819.700	
	ATLAS COPCO CLASS A	198,254	185.950	36,865,331.300	
	SECURITAS CLASS B	38,260	157.100	6,010,646.000	
	TELIA COMPANY	183,539	51.680	9,485,295.520	
	ALFA LAVAL	22,779	530.800	12,091,093.200	
	ATLAS COPCO CLASS B	116,742	164.200	19,169,036.400	
	ASSA ABLOY CLASS B	76,833	332.400	25,539,289.200	
	TRELLEBORG CLASS B	15,170	407.200	6,177,224.000	
	SAAB CLASS B	25,218	521.600	13,153,708.800	
	INDUSTRIVARDEN CLASS A	8,360	517.000	4,322,120.000	
	FASTIGHETS BALDER CLASS B	55,857	51.420	2,872,166.940	
	INDUTRADE	21,257	188.900	4,015,447.300	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM	14,069	439.200	6,179,104.800	
	LUNDBERGFÖRETAGEN CLASS B	5,684	542.000	3,080,728.000	
	LATOUR INVESTMENT CLASS B	10,724	192.150	2,060,616.600	
	LIFCO CLASS B	16,684	307.800	5,135,335.200	
	NIBE INDUSTRIER CLASS B	112,295	36.290	4,075,185.550	
	BEIJER REF CLASS B	31,815	133.700	4,253,665.500	
	ESSITY CLASS B	45,054	265.100	11,943,815.400	
	BOLIDEN	22,377	533.600	11,940,367.200	
	EPIROC CLASS A	48,641	266.500	12,962,826.500	
	EPIROC CLASS B	30,338	227.600	6,904,928.800	
	EQT	34,034	287.500	9,784,775.000	

	EVOLUTION	9,658	726.200	7,013,639.600	
	HEXAGON CLASS B	163,456	79.000	12,913,024.000	
	ADDTECH CLASS B	20,221	321.800	6,507,117.800	
	INDUSTRIVARDEN CLASS C	12,629	501.200	6,329,654.800	
スウェーデン・クローナ 小計				491,613,195.510 (8,401,669,511)	
デンマーク・ク ローネ	NOVO NORDISK CLASS B	253,557	287.250	72,834,248.250	
	DANSKE BANK	49,304	339.400	16,733,777.600	
	A P MOLLER MAERSK CLASS A	192	17,250.000	3,312,000.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS	75,531	166.100	12,545,699.100	
	CARLSBERG CLASS B	7,313	844.000	6,172,172.000	
	NOVOZYMES CLASS B	27,742	387.000	10,736,154.000	
	COLOPLAST CLASS B	9,812	382.900	3,757,014.800	
	DSV	15,144	1,611.000	24,396,984.000	
	ROCKWOOL CLASS B	7,522	211.200	1,588,646.400	
	DEMANT	6,668	251.200	1,675,001.600	
	A P MOLLER MAERSK CLASS B	263	17,715.000	4,659,045.000	
	TRYG	24,066	151.100	3,636,372.600	
	PANDORA	5,905	643.800	3,801,639.000	
	GENMAB	4,805	1,619.000	7,779,295.000	
	OERSTED	36,406	156.300	5,690,257.800	
デンマーク・クローネ 小計				179,318,307.150 (4,457,853,115)	
ニュージーラン ド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	102,620	5.950	610,589.000	
	INFRATIL LTD	70,808	14.810	1,048,666.480	
	AUCKLAND INTERNATIONAL AIRPORT LTD	131,861	8.230	1,085,216.030	
	CONTACT ENERGY LTD	71,646	9.550	684,219.300	
	FISHER AND PAYKEL HEALTHCARE CORPO	45,686	39.450	1,802,312.700	
ニュージーランド・ドル 小計				5,231,003.510 (489,988,099)	
ノルウェー・ク ローネ	DNB BANK	63,982	291.000	18,618,762.000	
	VAR ENERGI	73,702	47.020	3,465,468.040	
	NORSK HYDRO	101,247	109.800	11,116,920.600	
	ORKLA	57,160	99.750	5,701,710.000	
	TELENOR	47,903	151.600	7,262,094.800	

	EQUINOR	55,356	348.400	19,286,030.400	
	YARA INTERNATIONAL	12,534	470.100	5,892,233.400	
	MOWI	34,248	195.400	6,692,059.200	
	GJENSIDIGE FORSIKRING	15,559	258.600	4,023,557.400	
	AKER BP	24,584	343.400	8,442,145.600	
	KONGSBERG GRUPPEN	32,894	294.200	9,677,414.800	
	SALMAR	5,266	538.000	2,833,108.000	
ノルウェー・クローネ 小計				103,011,504.240 (1,738,834,191)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	72,490	17.760	1,287,422.400	
	DAIMLER TRUCK HOLDING E AG	33,201	41.840	1,389,129.840	
	EXOR NV	6,343	66.900	424,346.700	
	DR ING HC F PORSCHE PRF AG	7,863	49.100	386,073.300	
	DSM FIRMENICH AG	11,853	73.800	874,751.400	
	FERROVIAL NV	34,011	58.300	1,982,841.300	
	LOTUS BAKERIES NV	29	11,700.000	339,300.000	
	SYENQO NV	5,048	66.400	335,187.200	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	15,300	12.950	198,135.000	
	HENSOLDT AG	4,360	75.620	329,703.200	
	FINANCIERE DE TUBIZE SA	1,423	241.800	344,081.400	
	MAGNUM ICE CREAM NV	34,779	15.464	537,822.450	
	CSG CLASS A NV	10,524	14.488	152,471.710	
	VERISURE PLC	16,508	11.000	181,588.000	
	ABIVAX SA	4,214	85.050	358,400.700	
	BAYER AG	70,989	36.190	2,569,091.910	
	EVONIK INDUSTRIES AG	18,445	15.870	292,722.150	
	DEUTSCHE BANK AG	131,189	28.740	3,770,371.860	
	COMMERZBANK AG	46,311	36.830	1,705,634.130	
	VOLKSWAGEN NON-VOTING PREF AG	14,900	88.420	1,317,458.000	
	SIEMENS N AG	53,571	264.500	14,169,529.500	
	E.ON N	162,231	18.410	2,986,672.710	
	BMW AG	20,274	67.000	1,358,358.000	
	GEA GROUP AG	10,547	55.900	589,577.300	
	CONTINENTAL AG	7,852	72.300	567,699.600	
	BASF N	64,493	49.500	3,192,403.500	
	ALLIANZ	27,492	386.400	10,622,908.800	
	HENKEL & KGAA PREF AG	10,885	69.440	755,854.400	
	RHEINMETALL AG	3,368	1,205.600	4,060,460.800	
	RWE AG	41,295	57.460	2,372,810.700	

DEUTSCHE LUFTHANSA AG	43,194	8.446	364,816.520	
BRENNTAG	8,293	56.100	465,237.300	
FRESENIUS SE AND CO KGAA	30,524	37.670	1,149,839.080	
HOCHTIEF AG	1,062	485.400	515,494.800	
SAP	75,455	140.260	10,583,318.300	
MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS-GESE	9,440	458.900	4,332,016.000	
ZALANDO	15,173	24.630	373,710.990	
HEIDELBERG MATERIALS AG	9,553	182.150	1,740,078.950	
RATIONAL AG	358	650.500	232,879.000	
CTS EVENTIM AG	4,128	50.450	208,257.600	
SARTORIUS PREF AG	1,819	231.200	420,552.800	
TALANX AG	4,255	101.200	430,606.000	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING PREF	11,035	30.840	340,319.400	
DELIVERY HERO	11,886	37.640	447,389.040	
NEMETSCHEK	4,158	56.300	234,095.400	
SCOUT24 N	5,022	74.450	373,887.900	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	24,157	34.630	836,556.910	
KNORR BREMSE AG	4,607	101.800	468,992.600	
SIEMENS ENERGY N AG	56,004	153.580	8,601,094.320	
BEIERSDORF AG	6,535	70.540	460,978.900	
MERCK	9,339	133.250	1,244,421.750	
ADIDAS N AG	11,648	176.350	2,054,124.800	
HENKEL AG	6,486	64.750	419,968.500	
DEUTSCHE TELEKOM N AG	246,532	28.320	6,981,786.240	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	13,580	39.670	538,718.600	
MERCEDES-BENZ GROUP N AG	52,184	48.015	2,505,614.760	
QIAGEN NV	14,768	31.980	472,280.640	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	94,365	80.060	7,554,861.900	
HANNOVER RUECK	4,357	228.200	994,267.400	
DEUTSCHE POST AG	66,500	51.720	3,439,380.000	
DEUTSCHE BOERSE AG	13,082	249.500	3,263,959.000	
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	3,896	312.000	1,215,552.000	
SYMRISE AG	9,558	82.200	785,667.600	
BMW PREF AG	3,862	67.250	259,719.500	
VONOVIA	51,834	20.390	1,056,895.260	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	55,664	22.810	1,269,695.840	
NN GROUP NV	19,004	73.280	1,392,613.120	

ARCELORMITTAL SA	30,823	60.600	1,867,873.800	
HEINEKEN NV	20,811	70.520	1,467,591.720	
AEGON LTD	89,232	7.294	650,858.200	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	63,593	36.370	2,312,877.410	
AKZO NOBEL NV	11,003	57.780	635,753.340	
WOLTERS KLUWER NV	16,333	61.100	997,946.300	
ING GROEP NV	211,076	25.960	5,479,532.960	
KONINKLIJKE KPN NV	276,731	4.456	1,233,113.330	
ASML HOLDING NV	28,047	1,629.600	45,705,391.200	
ABN AMRO BANK NV	44,835	34.670	1,554,429.450	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	5,118	317.000	1,622,406.000	
ASR NEDERLAND NV	11,192	65.440	732,404.480	
ADYEN NV	1,948	828.400	1,613,723.200	
PROSUS NV CLASS N	94,546	39.295	3,715,185.070	
INPOST SA	17,987	15.320	275,560.840	
ASM INTERNATIONAL NV	3,386	1,015.000	3,436,790.000	
HEINEKEN HOLDING NV	8,622	64.150	553,101.300	
TOTALENERGIES	142,245	76.380	10,864,673.100	
MICHELIN	44,479	33.140	1,474,034.060	
LAIR LIQUIDE SOCIETE ANONYME POUR	46,043	168.300	7,749,036.900	
KERING SA	5,135	268.350	1,377,977.250	
SCHNEIDER ELECTRIC	39,617	265.300	10,510,390.100	
BOUYGUES SA	16,192	50.300	814,457.600	
BNP PARIBAS SA	71,552	96.690	6,918,362.880	
THALES SA	6,697	234.700	1,571,785.900	
DANONE SA	45,434	67.180	3,052,256.120	
CARREFOUR SA	42,384	16.725	708,872.400	
LOREAL SA	17,357	390.250	6,773,569.250	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN SA	32,182	75.760	2,438,108.320	
LEGRAND SA	18,434	133.550	2,461,860.700	
PERNOD RICARD SA	14,087	63.440	893,679.280	
REXEL SA	15,800	36.420	575,436.000	
SOCIETE GENERALE SA	45,840	73.400	3,364,656.000	
LVMH	17,982	510.600	9,181,609.200	
ACCOR SA	13,355	47.390	632,893.450	
CAPGEMINI	11,054	96.720	1,069,142.880	
PUBLICIS GROUPE SA	16,539	89.660	1,482,886.740	

BUREAU VERITAS SA	22,812	25.460	580,793.520	
EIFFAGE SA	4,897	126.500	619,470.500	
SODEXO SA	5,534	50.400	278,913.600	
IPSEN SA	2,393	157.800	377,615.400	
AMUNDI SA	4,435	82.550	366,109.250	
EURONEXT NV	5,555	148.200	823,251.000	
EUROFINS SCIENTIFIC	8,241	64.080	528,083.280	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH SA	2,102	175.600	369,111.200	
ESSILORLUXOTTICA SA	21,760	182.700	3,975,552.000	
DASSAULT AVIATION SA	1,218	297.000	361,746.000	
AYVENS SA	23,761	11.760	279,429.360	
AXA SA	112,657	40.860	4,603,165.020	
RENAULT SA	13,431	27.770	372,978.870	
HERMES INTERNATIONAL	1,831	1,697.000	3,107,207.000	
STMICROELECTRONICS NV	45,382	67.750	3,074,630.500	
DASSAULT SYSTEMES	48,482	17.210	834,375.220	
ORANGE SA	134,550	17.835	2,399,699.250	
ALSTOM SA	24,735	16.190	400,459.650	
SANOFI SA	78,794	76.590	6,034,832.460	
VINCI SA	33,475	125.900	4,214,502.500	
AIRBUS	42,937	179.280	7,697,745.360	
VEOLIA ENVIRON. SA	42,637	35.460	1,511,908.020	
CREDIT AGRICOLE SA	64,621	16.725	1,080,786.220	
BIOMERIEUX SA	2,758	67.750	186,854.500	
ENGIE SA	128,298	27.510	3,529,477.980	
SAFRAN SA	24,874	306.100	7,613,931.400	
AEROPORTS DE PARIS SA	2,306	106.300	245,127.800	
GETLINK	17,512	18.410	322,395.920	
BOLLORE	44,212	5.435	240,292.220	
UCB SA	8,753	274.900	2,406,199.700	
KBC GROEP NV	16,599	114.600	1,902,245.400	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	5,259	80.400	422,823.600	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA	64,351	71.280	4,586,939.280	
AGEAS SA	10,740	66.600	715,284.000	
DIETEREN GROUP SA	1,502	169.500	254,589.000	
ELIA GROUP SA	3,143	135.900	427,133.700	
SOFINA SA	1,157	216.800	250,837.600	
ARGENX	4,472	783.600	3,504,259.200	
BUZZI	5,472	46.190	252,751.680	

PRYSMIAN	20,347	143.900	2,927,933.300	
GENERALI	58,542	41.170	2,410,174.140	
TENARIS SA	22,871	27.120	620,261.520	
UNICREDIT	126,151	73.300	9,246,868.300	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	25,607	24.200	619,689.400	
TELECOM ITALIA	1,735,416	0.788	1,368,549.050	
INTESA SANPAOLO	1,006,630	5.840	5,878,719.200	
POSTE ITALIANE	32,631	28.230	921,173.130	
MONCLER	15,797	53.860	850,826.420	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA E FARM	7,482	50.800	380,085.600	
ENI	129,801	23.220	3,013,979.220	
BPER BANCA	113,674	13.044	1,482,763.650	
DAVIDE CAMPARI MILANO NV	42,024	5.436	228,442.460	
BANCO BPM	81,742	14.440	1,180,354.480	
BANCA MEDIOLANUM	14,725	20.590	303,187.750	
LEONARDO	29,244	53.480	1,563,969.120	
BANCA MONTE DEI PASCHI DI SIENA SP	136,762	10.716	1,465,541.590	
ENEL	547,690	9.794	5,364,075.860	
SNAM	145,713	6.432	937,226.010	
ITALGAS	43,746	10.650	465,894.900	
TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	101,669	10.280	1,045,157.320	
FINECOBANK BANCA FINECO	44,217	21.930	969,678.810	
STELLANTIS NV	146,636	5.892	863,979.310	
FERRARI NV	8,727	306.850	2,677,879.950	
TELEFONICA SA	266,320	3.945	1,050,632.400	
ENDESA SA	22,672	38.210	866,297.120	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	406,654	20.090	8,169,678.860	
IBERDROLA SA	437,314	20.320	8,886,220.480	
BANCO DE SABADELL SA	343,233	2.946	1,011,164.410	
BANKINTER SA	45,176	14.440	652,341.440	
REPSOL SA	79,724	22.720	1,811,329.280	
BANCO SANTANDER	1,032,634	11.026	11,385,822.480	
AMADEUS IT GROUP SA	31,666	50.960	1,613,699.360	
NATURGY ENERGY GROUP SA	19,394	29.440	570,959.360	
MAPFRE SA	65,611	4.118	270,186.090	
CAIXABANK SA	251,540	11.890	2,990,810.600	

INTERNATIONAL AIRLINES GROUP SA	85,007	5.050	429,285.350	
ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y	12,757	125.500	1,601,003.500	
AENA SME SA	54,195	25.940	1,405,818.300	
CELLNEX TELECOM	34,526	28.870	996,765.620	
ACCIONA SA	1,776	259.600	461,049.600	
INDRA SISTEMAS SA	5,355	56.040	300,094.200	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	78,823	55.940	4,409,358.620	
REDEIA CORPORACION SA	29,379	15.150	445,091.850	
UPM-KYMMENE	38,134	24.700	941,909.800	
NOKIA	361,305	12.965	4,684,319.320	
WARTSILA	35,179	33.060	1,163,017.740	
STORA ENSO CLASS R	40,694	9.652	392,778.480	
ELISA	10,248	40.320	413,199.360	
SAMPO CLASS A	171,419	9.014	1,545,170.860	
FORTUM	32,023	20.350	651,668.050	
KESKO CLASS B	19,658	21.400	420,681.200	
KONE CORP CLASS B	23,668	48.720	1,153,104.960	
NESTE	30,199	27.710	836,814.290	
ORION CLASS B	7,807	68.350	533,608.450	
METSO CORPORATION	46,255	14.800	684,574.000	
NORDEA BANK	221,756	16.350	3,625,710.600	
VERBUND AG	4,906	57.650	282,830.900	
OMV AG	10,513	58.700	617,113.100	
ERSTE GROUP BANK AG	22,248	109.000	2,425,032.000	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	9,344	50.350	470,470.400	
BAWAG GROUP AG	5,220	161.400	842,508.000	
RYANAIR HOLDINGS PLC	27,444	25.090	688,569.960	
AIB GROUP PLC	152,537	10.355	1,579,520.630	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	68,678	17.540	1,204,612.120	
KINGSPAN GROUP PLC	11,074	84.050	930,769.700	
JERONIMO MARTINS SA	20,501	17.760	364,097.760	
EDP ENERGIAS DE PORTUGAL SA	210,112	4.467	938,570.300	
BANCO COMERCIAL PORTUGUES SA	593,369	0.950	563,700.550	
GALP ENERGIA SGPS SA CLASS B	29,783	19.120	569,450.960	
EDP RENEWABLES SA	22,691	13.630	309,278.330	
KERRY GROUP PLC	11,449	75.800	867,834.200	

ユーロ 小計				471,821,127.000 (87,673,801,819)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	108,000	55.800	6,026,400.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	153,000	31.340	4,795,020.000	
	MTR CORPORATION CORP LTD	121,000	31.720	3,838,120.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	102,500	117.000	11,992,500.000	
	SINO LAND LTD	298,000	11.300	3,367,400.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	211,169	69.450	14,665,687.050	
	SWIRE PACIFIC LTD A	27,500	82.950	2,281,125.000	
	CLP HOLDINGS LTD	129,500	73.400	9,505,300.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT LTD	104,507	26.940	2,815,418.580	
	HONG KONG AND CHINA GAS LTD	871,475	6.820	5,943,459.500	
	WH GROUP LTD	606,000	8.820	5,344,920.000	
	HONG KONG EXCHANGES AND CLEARING L	94,800	380.600	36,080,880.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	138,169	46.280	6,394,461.320	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDING	47,000	57.650	2,709,550.000	
	AIA GROUP LTD	827,400	74.550	61,682,670.000	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	105,000	34.480	3,620,400.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT COMPA	120,000	22.480	2,697,600.000	
	SANDS CHINA LTD	188,800	14.700	2,775,360.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES LTD	108,000	118.700	12,819,600.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	291,500	48.260	14,067,790.000	
香港・ドル 小計				213,423,661.450 (4,362,379,640)	
合計				988,201,865,721 [988,201,865,721]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES REIT INC (REIT)	10,637	1,989,438.110	
		SIMON PROPERTY GROUP REIT INC (REIT)	24,707	5,411,821.280	

SBA COMMUNICATIONS REIT CORP CLASS (REIT)	8,000	1,638,320.000	
EQUITY RESIDENTIAL REIT (REIT)	25,600	1,723,904.000	
EQUINIX REIT INC (REIT)	7,508	7,927,321.800	
AMERICAN TOWER REIT CORP (REIT)	35,400	6,626,172.000	
KIMCO REALTY REIT CORP (REIT)	50,800	1,316,228.000	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES REIT (REIT)	20,400	968,388.000	
INVITATION HOMES INC (REIT)	40,900	1,213,912.000	
VICI PPTYS INC (REIT)	83,100	2,370,012.000	
VENTAS REIT INC (REIT)	36,200	3,062,520.000	
WEYERHAEUSER REIT (REIT)	54,814	1,362,127.900	
CROWN CASTLE INC (REIT)	33,200	3,059,712.000	
IRON MOUNTAIN INC (REIT)	22,600	2,875,624.000	
SUN COMMUNITIES REIT INC (REIT)	9,300	1,180,635.000	
PROLOGIS REIT INC (REIT)	70,854	10,538,823.960	
ESSEX PROPERTY TRUST REIT INC (REIT)	4,940	1,401,725.000	
WELLTOWER INC (REIT)	53,600	11,482,728.000	
MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES (REIT)	8,800	1,222,584.000	
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT REIT INC (REIT)	51,400	1,130,800.000	
REALTY INCOME REIT CORP (REIT)	70,895	4,446,534.400	
PUBLIC STORAGE REIT (REIT)	12,000	3,911,280.000	
REGENCY CENTERS REIT CORP (REIT)	12,500	1,003,500.000	
W. P. CAREY REIT INC (REIT)	16,700	1,281,057.000	
DIGITAL REALTY TRUST REIT INC (REIT)	26,100	4,807,620.000	
EXTRA SPACE STORAGE REIT INC (REIT)	16,100	2,424,660.000	
アメリカ・ドル 小計		86,377,448.450 (13,835,939,693)	

イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP REIT PLC (REIT)	55,208	362,716.560	
	SEGRO REIT PLC (REIT)	89,543	672,109.750	
イギリス・ポンド 小計			1,034,826.310 (222,963,677)	
オーストラリア・ドル	TRANSURBAN GROUP STAPLED UNITS	222,715	3,476,581.150	
	APA GROUP UNITS	94,722	1,029,628.140	
	SCENTRE GROUP UNIT (REIT)	372,798	1,439,000.280	
	STOCKLAND STAPLED UNITS LTD	170,568	721,502.640	
	GOODMAN GROUP UNITS	141,904	4,472,814.080	
	VICINITY CENTRES (REIT)	282,371	728,517.180	
オーストラリア・ドル 小計			11,868,043.470 (1,344,411,964)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	324,100	819,973.000	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL T	473,491	1,107,968.940	
シンガポール・ドル 小計			1,927,941.940 (241,031,301)	
ユーロ	UNIBAIL RODAMCO WE STAPLED UNITS	7,716	777,001.200	
	GECINA SA (REIT)	3,322	244,499.200	
	KLEPIERRE REIT SA (REIT)	15,357	560,530.500	
	COVIVIO SA (REIT)	3,810	209,740.500	
ユーロ 小計			1,791,771.400 (332,946,961)	
香港・ドル	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	206,000	7,560,200.000	
	HKT TRUST AND HKT UNITS LTD	269,000	3,249,520.000	
香港・ドル 小計			10,809,720.000 (220,950,677)	
投資証券 合計			16,198,244,273 [16,198,244,273]	
合計			16,198,244,273 [16,198,244,273]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 513銘柄 投資証券 26銘柄	98.2%	1.8%	77.9%
イギリス・ポンド	株式 62銘柄 投資証券 2銘柄	99.4%	0.6%	3.6%
イスラエル・シェケル	株式 13銘柄	100%	-%	0.3%
オーストラリア・ドル	株式 41銘柄 投資証券 6銘柄	91.8%	8.2%	1.6%
カナダ・ドル	株式 84銘柄	100%	-%	3.3%
シンガポール・ドル	株式 12銘柄 投資証券 2銘柄	93.8%	6.2%	0.4%
スイス・フラン	株式 40銘柄	100%	-%	2.2%
スウェーデン・クローナ	株式 40銘柄	100%	-%	0.8%
デンマーク・クローネ	株式 15銘柄	100%	-%	0.4%
ニュージーランド・ドル	株式 5銘柄	100%	-%	0.0%
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	100%	-%	0.2%
ユーロ	株式 215銘柄 投資証券 4銘柄	99.6%	0.4%	8.8%
香港・ドル	株式 20銘柄 投資証券 2銘柄	95.2%	4.8%	0.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年5月29日

I	資産総額	34,142,086,838円
II	負債総額	79,962,276円
III	純資産総額（I－II）	34,062,124,562円
IV	発行済数量	23,734,522,347口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4351円

（参考）MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2026年5月29日

I	資産総額	1,872,417,144円
II	負債総額	71,891,378円
III	純資産総額（I－II）	1,800,525,766円
IV	発行済数量	1,208,461,351口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4899円

（参考）外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2026年5月29日

I	資産総額	1,060,284,051,349円
II	負債総額	103,983,543円
III	純資産総額（I－II）	1,060,180,067,806円
IV	発行済数量	110,677,736,150口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	9.5790円

（参考）新興国株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2026年5月29日

I	資産総額	4,471,841,357円
II	負債総額	0円
III	純資産総額（I－II）	4,471,841,357円
IV	発行済数量	2,277,544,824口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.9634円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2026年5月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ. 商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2026年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	72	407,103
追加型株式投資信託	765	43,910,205
株式投資信託 合計	837	44,317,308
単位型公社債投資信託	67	129,810
追加型公社債投資信託	14	1,496,660
公社債投資信託 合計	81	1,626,470
総合計	918	45,943,778

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,153	7,798
有価証券	1,194	652
前払費用	513	717
未収委託者報酬	19,097	23,971
未収収益	110	230
関係会社短期貸付金	70,000	52,400
金銭の信託	-	18,993
その他	94	404
流動資産計	104,164	105,168
固定資産		
有形固定資産	※ 1 61	※ 1 55
建物	0	0
器具備品	59	52
建設仮勘定	0	2
無形固定資産	1,160	1,262
ソフトウェア	1,062	1,167
ソフトウェア仮勘定	97	94
その他	0	1
投資その他の資産	14,856	21,090
投資有価証券	9,348	13,401
関係会社株式	3,414	5,586
出資金	34	34
長期差入保証金	1,049	1,050
繰延税金資産	995	1,007

その他	13	9
固定資産計	16,077	22,408
資産合計	120,241	127,577

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	134	148
未払金	6,757	8,109
未払収益分配金	62	80
未払償還金	12	12
未払手数料	6,660	7,935
その他未払金	22	79
未払費用	5,997	7,290
未払法人税等	4,121	4,925
未払消費税等	763	1,437
賞与引当金	1,456	1,738
その他	0	1
流動負債計	19,233	23,651
固定負債		
退職給付引当金	2,300	2,323
役員退職慰労引当金	58	25
固定負債計	2,358	2,348
負債合計	21,592	25,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,424	41,424
資本剰余金		
資本準備金	37,745	37,745
資本剰余金合計	37,745	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,743	20,341
利益剰余金合計	18,117	20,715
株主資本合計	97,287	99,886

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,361	1,691
評価・換算差額等合計	1,361	1,691
純資産合計	98,649	101,577
負債・純資産合計	120,241	127,577

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	91,634	104,615
その他営業収益	1,233	3,205
営業収益計	92,868	107,820
営業費用		
支払手数料	37,180	41,200
広告宣伝費	1,124	1,129
調査費	13,135	15,770
調査費	1,954	2,312
委託調査費	11,180	13,457
委託計算費	1,957	2,120
営業雑経費	3,114	4,313
通信費	167	165
印刷費	483	472
協会費	57	61
諸会費	18	20
その他営業雑経費	2,388	3,593
営業費用計	56,512	64,534
一般管理費		
給料	7,599	8,495
役員報酬	453	422
給料・手当	5,116	5,773
賞与	572	561
賞与引当金繰入額	1,456	1,738
福利厚生費	1,070	1,132
交際費	108	116
旅費交通費	247	284
租税公課	1,004	1,061
不動産賃借料	1,298	1,318
退職給付費用	349	393

役員退職慰労引当金繰入額	6	7
固定資産減価償却費	444	452
諸経費	2,164	2,777
一般管理費計	14,293	16,042
営業利益	22,061	27,243

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	387	383
有価証券償還益	183	294
受取利息	95	247
受取配当金	959	23
雑収入	76	157
営業外収益計	1,703	1,106
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	1,006
投資有価証券売却損	176	80
有価証券償還損	4	59
その他	54	24
営業外費用計	235	1,171
経常利益	23,528	27,179
特別利益		
投資有価証券売却益	※ 1 380	-
固定資産売却益	※ 2 110	-
特別利益計	491	-
特別損失		
固定資産売却損	※ 3 101	-
投資有価証券評価損	-	3
特別損失計	101	3
税引前当期純利益	23,918	27,175
法人税、住民税及び事業税	7,763	8,215
法人税等調整額	△ 397	△ 188
法人税等合計	7,366	8,026
当期純利益	16,552	19,149

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首 残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末 残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△ 16,551	△ 16,551	△ 16,551
当期純利益	-	-	-	19,149	19,149	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,598	2,598	2,598
当期末残高	41,424	37,745	374	20,341	20,715	99,886

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当期変動額			
新株の発行	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 16,551
当期純利益	-	-	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	329	329	329
当期変動額合計	329	329	2,927
当期末残高	1,691	1,691	101,577

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76百万円は、「雑収入」76百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	40百万円	41百万円
器具備品	269百万円	281百万円

2 保証債務

前事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,598百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	380百万円	一百万円

※2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却益		
美術品	83百万円	一百万円
ゴルフ会員権	26百万円	一百万円

※3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	85百万円	一百万円
ゴルフ会員権	15百万円	一百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぼ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 16,551百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,076円 |
| ④ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025年6月20日 |

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	—	—	3,260
合 計	3,260	—	—	3,260

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年 3月31日	2025年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 19,146百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,872円 |
| ④ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年6月18日 |

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 1,037百万円	1年内 1,040百万円
1年超 7,521百万円	1年超 6,511百万円
合計 8,559百万円	合計 7,552百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している証券投資信託につきましても、事業推進目的で保有しており、価格変動リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
金銭の信託	—	—	—	—
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

当事業年度(2026年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	4,710	9,001	—	13,711
金銭の信託	—	18,993	—	18,993
資産合計	4,710	27,995	—	32,705

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル2に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	342	342
子会社株式	1,386	3,558
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 3,558百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	133	55	78
(2)その他	7,886	4,756	3,130
小計	8,020	4,811	3,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	5,691	6,430	△739
小計	5,691	6,430	△739
合計	13,711	11,242	2,469

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	2,479	383	80
合計	2,479	383	80

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、証券投資信託について3百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,227百万円	2,300百万円
勤務費用	149	172
退職給付の支払額	△ 166	△ 246
その他	89	97
退職給付債務の期末残高	2,300	2,323

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,300百万円	2,323百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
退職給付引当金	2,300	2,323

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
-------------------------	-------	-------

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	149百万円	172百万円
その他	8	10
確定給付制度に係る退職給付費用	158	182

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度191百万円、当事業年度211百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	724	732
賞与引当金	340	434
未払事業税	260	323
株式報酬費用	150	136
関係会社株式評価損	87	87
投資有価証券評価損	171	31
出資金評価損	14	14
その他	157	395
繰延税金資産小計	1,907	2,155
評価性引当額	△ 277	△ 136
繰延税金資産合計	1,629	2,018
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 633	△ 1,011
繰延税金負債合計	△ 633	△ 1,011
繰延税金資産の純額	995	1,007

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が27百万円増加、法人税等調整額が27百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年7月1日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業内容

名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社

事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

（2）企業結合を行った主な理由

オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

（3）企業結合日

2025年7月1日（株式取得日）

2025年6月30日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

現金による株式の取得

（5）結合後企業の名称

大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社

（6）取得した議決権比率

51%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,142百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が104,615百万円、その他3,205百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								貸付の回 収	17,000	—	—
								利息の受 取 (注1)	89	—	—
その他 の 関係会 社	(株)かんぽ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付 貸付の回 収 利息の受 取 (注1)	20,800 38,400 236	関係会 社 短期貸 付金 — —	52,400 — —
その他 の 関係会 社	(株)かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	1,492	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会 社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	なし	経営管理	債務保証 (注)	2,598	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募集販売	証券投資 信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一 の親 会社 をも つ会 社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資 信託の代 行手数料 (注2)	16,682	未払手 数料	4,134
							本社ビル の管理	不動産の 賃借料 (注3)	1,045	長期差 入保証 金	1,037
同一 の親 会社 をも つ会 社	(株)大和 総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	—	なし	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	912	未払費 用	82

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	30,254.44円	1株当たり純資産額	31,152.40円
1株当たり当期純利益	5,642.31円	1株当たり当期純利益	5,872.86円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(百万円)	16,552	19,149
普通株式の期中平均株式数(株)	2,933,697	3,260,657

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

	① 名 称	② 資本金の額 (2025年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	

販売会社	いぶすき農業協同組合	2,144百万円	(注12)	(*1)
	尾道市農業協同組合	2,957百万円	(注12)	(*1)
	新田みどり農業協同組合	1,307百万円	(注12)	(*1)
	相生市農業協同組合	101百万円	(注12)	(*1)
	あいち海部農業協同組合	1,291百万円	(注12)	(*1)
	愛知北農業協同組合	739百万円	(注12)	(*1)
	愛知県信用農業協同組合連合会	364,402百万円	(注12)	(*1)
	あいち中央農業協同組合	1,301百万円	(注12)	(*1)
	あいち知多農業協同組合	6,383百万円	(注12)	(*1)
	あいち豊田農業協同組合	1,754百万円	(注12)	(*1)
	愛知西農業協同組合	1,567百万円	(注12)	(*1)
	愛知東農業協同組合	876百万円	(注12)	(*1)
	あいち尾東農業協同組合	1,160百万円	(注12)	(*1)
	あいち三河農業協同組合	1,081百万円	(注12)	(*1)
	愛知みなみ農業協同組合	1,264百万円	(注12)	(*1)
	会津よつば農業協同組合	9,366百万円	(注12)	(*1)
	あいら農業協同組合	3,918百万円	(注12)	(*1)
	あおば農業協同組合	3,298百万円	(注12)	(*1)
	あかし農業協同組合	424百万円	(注12)	(*1)
	秋川農業協同組合	1,013百万円	(注12)	(*1)
	あきた北農業協同組合	1,722百万円	(注12)	(*1)
	あきた白神農業協同組合	1,889百万円	(注12)	(*1)
	秋田しんせい農業協同組合	4,895百万円	(注12)	(*1)
	秋田ふるさと農業協同組合	6,345百万円	(注12)	(*1)
	あさか野農業協同組合	842百万円	(注12)	(*1)
	足利市農業協同組合	2,169百万円	(注12)	(*1)
	あしきた農業協同組合	1,728百万円	(注12)	(*1)
	阿蘇農業協同組合	4,147百万円	(注12)	(*1)
	厚木市農業協同組合	2,323百万円	(注12)	(*1)
	あづみ農業協同組合	3,861百万円	(注12)	(*1)
	あまくさ農業協同組合	3,522百万円	(注12)	(*1)
	アルプス農業協同組合	1,899百万円	(注12)	(*1)
	安房農業協同組合	3,035百万円	(注12)	(*1)
	あわじ島農業協同組合	3,825百万円	(注12)	(*1)

淡路日の出農業協同組合	1,779百万円	(注12)	(*1)
伊賀ふるさと農業協同組合	3,954百万円	(注12)	(*1)
石川かほく農業協同組合	2,117百万円	(注12)	(*1)
石川県信用農業協同組合連合会	33,047百万円	(注12)	(*1)
いしのまき農業協同組合	4,669百万円	(注12)	(*1)
いずみの農業協同組合	2,644百万円	(注12)	(*1)
伊勢農業協同組合	6,276百万円	(注12)	(*1)
市川市農業協同組合	3,278百万円	(注12)	(*1)
市原市農業協同組合	3,602百万円	(注12)	(*1)
いなば農業協同組合	1,794百万円	(注12)	(*1)
茨城県信用農業協同組合連合会	40,208百万円	(注12)	(*1)
茨木市農業協同組合	1,161百万円	(注12)	(*1)
茨城みなみ農業協同組合	2,185百万円	(注12)	(*1)
いび川農業協同組合	1,887百万円	(注12)	(*1)
伊万里市農業協同組合	2,281百万円	(注12)	(*1)
いみず野農業協同組合	1,683百万円	(注12)	(*1)
いるま野農業協同組合	5,312百万円	(注12)	(*1)
岩手江刺農業協同組合	2,259百万円	(注12)	(*1)
岩手県信用農業協同組合連合会	23,463百万円	(注12)	(*1)
岩手中央農業協同組合	4,077百万円	(注12)	(*1)
魚沼農業協同組合	7,595百万円	(注12)	(*1)
宇都宮農業協同組合	4,542百万円	(注12)	(*1)
えちご上越農業協同組合	15,899百万円	(注12)	(*1)
えちご中越農業協同組合	7,028百万円	(注12)	(*1)
越前たけふ農業協同組合	3,118百万円	(注12)	(*1)
えひめ中央農業協同組合	6,935百万円	(注12)	(*1)
遠州中央農業協同組合	3,117百万円	(注12)	(*1)
遠州夢咲農業協同組合	3,245百万円	(注12)	(*1)
邑楽館林農業協同組合	2,789百万円	(注12)	(*1)
大井川農業協同組合	3,136百万円	(注12)	(*1)
大分県信用農業協同組合連合会	15,504百万円	(注12)	(*1)
大阪市農業協同組合	2,688百万円	(注12)	(*1)
大阪泉州農業協同組合	1,819百万円	(注12)	(*1)
大阪中河内農業協同組合	3,967百万円	(注12)	(*1)

大阪北部農業協同組合	1,537百万円	(注12)	(*1)
大阪南農業協同組合	3,394百万円	(注12)	(*1)
太田市農業協同組合	1,125百万円	(注12)	(*1)
大船渡市農業協同組合	1,524百万円	(注12)	(*1)
沖縄県農業協同組合	24,365百万円	(注12)	(*1)
越智今治農業協同組合	6,010百万円	(注12)	(*1)
小山農業協同組合	3,589百万円	(注12)	(*1)
尾張中央農業協同組合	2,027百万円	(注12)	(*1)
加賀農業協同組合	2,675百万円	(注12)	(*1)
香川県農業協同組合	22,844百万円	(注12)	(*1)
香川県信用農業協同組合連合会	28,418百万円	(注12)	(*1)
掛川市農業協同組合	795百万円	(注12)	(*1)
加古川市南農業協同組合	555百万円	(注12)	(*1)
鹿児島いずみ農業協同組合	3,893百万円	(注12)	(*1)
鹿児島きもつき農業協同組合	2,654百万円	(注12)	(*1)
鹿児島みらい農業協同組合	8,573百万円	(注12)	(*1)
かとり農業協同組合	2,486百万円	(注12)	(*1)
かながわ西湘農業協同組合	2,322百万円	(注12)	(*1)
神奈川つくい農業協同組合	722百万円	(注12)	(*1)
金沢市農業協同組合	3,046百万円	(注12)	(*1)
金沢中央農業協同組合	1,064百万円	(注12)	(*1)
上伊那農業協同組合	7,813百万円	(注12)	(*1)
上都賀農業協同組合	1,856百万円	(注12)	(*1)
上益城農業協同組合	3,489百万円	(注12)	(*1)
鹿本農業協同組合	5,000百万円	(注12)	(*1)
唐津農業協同組合	4,322百万円	(注12)	(*1)
蒲都市農業協同組合	281百万円	(注12)	(*1)
京都農業協同組合	9,611百万円	(注12)	(*1)
京都市農業協同組合	4,657百万円	(注12)	(*1)
京都中央農業協同組合	2,100百万円	(注12)	(*1)
京都丹の国農業協同組合	1,542百万円	(注12)	(*1)
京都府信用農業協同組合連合会	46,997百万円	(注12)	(*1)
京都やましろ農業協同組合	5,345百万円	(注12)	(*1)
菊池地域農業協同組合	5,761百万円	(注12)	(*1)
木曽農業協同組合	822百万円	(注12)	(*1)
北大阪農業協同組合	1,745百万円	(注12)	(*1)

北河内農業協同組合	2,919百万円	(注12)	(*1)
北つくば農業協同組合	3,790百万円	(注12)	(*1)
北新潟農業協同組合	6,849百万円	(注12)	(*1)
北びわこ農業協同組合	1,894百万円	(注12)	(*1)
君津市農業協同組合	3,989百万円	(注12)	(*1)
ぎふ農業協同組合	6,993百万円	(注12)	(*1)
岐阜県信用農業協同組合連合会	123,618百万円	(注12)	(*1)
くまがや農業協同組合	2,678百万円	(注12)	(*1)
球磨地域農業協同組合	4,361百万円	(注12)	(*1)
熊本宇城農業協同組合	4,925百万円	(注12)	(*1)
熊本市農業協同組合	5,974百万円	(注12)	(*1)
黒部市農業協同組合	1,312百万円	(注12)	(*1)
グリーン近江農業協同組合	4,359百万円	(注12)	(*1)
グリーン大阪農業協同組合	1,306百万円	(注12)	(*1)
グリーン長野農業協同組合	3,724百万円	(注12)	(*1)
県央愛川農業協同組合	424百万円	(注12)	(*1)
甲賀農業協同組合	2,622百万円	(注12)	(*1)
高知県農業協同組合	9,410百万円	(注12)	(*1)
高知県信用農業協同組合連合会	24,879百万円	(注12)	(*1)
高知市農業協同組合	5,050百万円	(注12)	(*1)
越谷市農業協同組合	1,891百万円	(注12)	(*1)
こまち農業協同組合	2,491百万円	(注12)	(*1)
小松市農業協同組合	2,156百万円	(注12)	(*1)
さいかつ農業協同組合	1,784百万円	(注12)	(*1)
埼玉県信用農業協同組合連合会	165,627百万円	(注12)	(*1)
埼玉中央農業協同組合	2,260百万円	(注12)	(*1)
さいたま農業協同組合	8,129百万円	(注12)	(*1)
埼玉ひびきの農業協同組合	24,882百万円	(注12)	(*1)
埼玉みずほ農業協同組合	1,501百万円	(注12)	(*1)
堺市農業協同組合	1,198百万円	(注12)	(*1)
さがえ西村山農業協同組合	3,507百万円	(注12)	(*1)
佐賀県農業協同組合	20,897百万円	(注12)	(*1)
佐賀県信用農業協同組合連合会	28,129百万円	(注12)	(*1)
佐賀市中央農業協同組合	559百万円	(注12)	(*1)
さがみ農業協同組合	4,903百万円	(注12)	(*1)
相模原市農業協同組合	818百万円	(注12)	(*1)

佐久浅間農業協同組合	7,770百万円	(注12)	(*1)
さつま日置農業協同組合	2,259百万円	(注12)	(*1)
佐渡農業協同組合	7,761百万円	(注12)	(*1)
佐波伊勢崎農業協同組合	2,438百万円	(注12)	(*1)
山武郡市農業協同組合	4,842百万円	(注12)	(*1)
庄内たがわ農業協同組合	3,917百万円	(注12)	(*1)
庄内みどり農業協同組合	5,227百万円	(注12)	(*1)
湘南農業協同組合	3,063百万円	(注12)	(*1)
塩野谷農業協同組合	3,004百万円	(注12)	(*1)
滋賀県信用農業協同組合連合会	40,771百万円	(注12)	(*1)
静岡県信用農業協同組合連合会	161,302百万円	(注12)	(*1)
静岡市農業協同組合	1,735百万円	(注12)	(*1)
株式会社静岡中央銀行	2,000百万円	(注3)	
島根県農業協同組合	20,122百万円	(注12)	(*1)
島原雲仙農業協同組合	5,147百万円	(注12)	(*1)
清水農業協同組合	2,789百万円	(注12)	(*1)
下野農業協同組合	1,945百万円	(注12)	(*1)
新岩手農業協同組合	6,786百万円	(注12)	(*1)
信州うえだ農業協同組合	3,812百万円	(注12)	(*1)
信州諏訪農業協同組合	5,870百万円	(注12)	(*1)
新みやぎ農業協同組合	9,926百万円	(注12)	(*1)
常総ひかり農業協同組合	4,959百万円	(注12)	(*1)
水郷つくば農業協同組合	4,587百万円	(注12)	(*1)
鈴鹿農業協同組合	1,631百万円	(注12)	(*1)
洗馬農業協同組合	937百万円	(注12)	(*1)
セレサ川崎農業協同組合	2,443百万円	(注12)	(*1)
仙台農業協同組合	6,819百万円 (2025年06月30日現在)	(注12)	(*1)
そお鹿児島農業協同組合	3,666百万円	(注12)	(*1)
高岡市農業協同組合	2,715百万円	(注12)	(*1)
高崎市農業協同組合	2,075百万円	(注12)	(*1)
多気郡農業協同組合	1,475百万円	(注12)	(*1)
たじま農業協同組合	4,299百万円	(注12)	(*1)
玉名農業協同組合	5,473百万円	(注12)	(*1)
丹波ささやま農業協同組合	1,959百万円	(注12)	(*1)

丹波ひかみ農業協同組合	2,059百万円	(注12)	(*1)
大北農業協同組合	2,977百万円	(注12)	(*1)
ちちぶ農業協同組合	2,176百万円	(注12)	(*1)
ちばみどり農業協同組合	2,151百万円	(注12)	(*1)
千葉みらい農業協同組合	3,065百万円	(注12)	(*1)
津安芸農業協同組合	2,535百万円	(注12)	(*1)
つがる弘前農業協同組合	4,189百万円	(注12)	(*1)
つくば市谷田部農業協同組合	1,436百万円	(注12)	(*1)
鶴岡市農業協同組合	1,414百万円	(注12)	(*1)
天白信用農業協同組合	157百万円	(注12)	(*1)
鳥取いなば農業協同組合	5,388百万円	(注12)	(*1)
鳥取西部農業協同組合	4,811百万円	(注12)	(*1)
鳥取中央農業協同組合	3,370百万円	(注12)	(*1)
とうかつ中央農業協同組合	1,560百万円	(注12)	(*1)
東京あおば農業協同組合	2,067百万円	(注12)	(*1)
東京スマイル農業協同組合	795百万円	(注12)	(*1)
東京中央農業協同組合	1,112百万円	(注12)	(*1)
東京都信用農業協同組合連合会	135,683百万円	(注12)	(*1)
東京みどり農業協同組合	1,695百万円	(注12)	(*1)
東京南農業協同組合	648百万円	(注12)	(*1)
東京みらい農業協同組合	2,230百万円	(注12)	(*1)
東京むさし農業協同組合	2,178百万円	(注12)	(*1)
東西しらかわ農業協同組合	1,658百万円	(注12)	(*1)
陶都信用農業協同組合	1,568百万円	(注12)	(*1)
徳島県農業協同組合	8,246百万円	(注12)	(*1)
徳島県信用農業協同組合連合会	32,545百万円	(注12)	(*1)
徳島市農業協同組合	4,270百万円	(注12)	(*1)
土佐くろしお農業協同組合	1,263百万円	(注12)	(*1)
となみ野農業協同組合	2,754百万円	(注12)	(*1)
とぴあ浜松農業協同組合	3,553百万円	(注12)	(*1)
豊橋農業協同組合	2,388百万円	(注12)	(*1)

中野市農業協同組合	2,519百万円	(注12)	(*1)
長崎県央農業協同組合	5,652百万円	(注12)	(*1)
長崎西彼農業協同組合	3,120百万円	(注12)	(*1)
ながの農業協同組合	13,070百万円	(注12)	(*1)
長野県信用農業協同組合連合会	105,381百万円	(注12)	(*1)
長野八ヶ岳農業協同組合	3,835百万円	(注12)	(*1)
なごや農業協同組合	2,264百万円	(注12)	(*1)
那須野農業協同組合	3,798百万円	(注12)	(*1)
那須南農業協同組合	1,156百万円	(注12)	(*1)
奈良県農業協同組合	9,199百万円	(注12)	(*1)
南彩農業協同組合	2,858百万円	(注12)	(*1)
新潟かがやき農業協同組合	12,195百万円	(注12)	(*1)
新潟市農業協同組合	8,407百万円	(注12)	(*1)
西春日井農業協同組合	150百万円	(注12)	(*1)
西多摩農業協同組合	1,019百万円	(注12)	(*1)
西東京農業協同組合	951百万円	(注12)	(*1)
西三河農業協同組合	1,286百万円	(注12)	(*1)
西美濃農業協同組合	4,287百万円	(注12)	(*1)
農林中央金庫	4,817,427百万円	(注10)	(*1)
能登農業協同組合	2,423百万円	(注12)	(*1)
能登わかば農業協同組合	2,391百万円	(注12)	(*1)
野々市農業協同組合	774百万円	(注12)	(*1)
能美農業協同組合	1,252百万円	(注12)	(*1)
ハイナン農業協同組合	785百万円	(注12)	(*1)
はが野農業協同組合	3,883百万円	(注12)	(*1)
はくい農業協同組合	1,343百万円	(注12)	(*1)
白山農業協同組合	1,465百万円	(注12)	(*1)
秦野市農業協同組合	1,552百万円	(注12)	(*1)
八王子市農業協同組合	911百万円	(注12)	(*1)
八戸農業協同組合	3,477百万円	(注12)	(*1)
ハリマ農業協同組合	816百万円	(注12)	(*1)
晴れの国岡山農業協同組合	25,081百万円	(注12)	(*1)
兵庫西農業協同組合	12,936百万円	(注12)	(*1)
兵庫南農業協同組合	3,660百万円	(注12)	(*1)
兵庫みらい農業協同組合	3,357百万円	(注12)	(*1)
兵庫六甲農業協同組合	5,494百万円	(注12)	(*1)
東根市農業協同組合	1,101百万円	(注12)	(*1)
東びわこ農業協同組合	3,727百万円	(注12)	(*1)
東美濃農業協同組合	2,685百万円	(注12)	(*1)

飛騨農業協同組合	6,410百万円	(注12)	(*1)
ひまわり農業協同組合	1,380百万円	(注12)	(*1)
ひろしま農業協同組合	16,338百万円	(注12)	(*1)
広島市農業協同組合	10,588百万円	(注12)	(*1)
ふかや農業協同組合	1,610百万円	(注12)	(*1)
福井県農業協同組合	17,335百万円	(注12)	(*1)
福井県信用農業協同組合連合会	28,372百万円	(注12)	(*1)
福岡県信用農業協同組合連合会	67,398百万円	(注12)	(*1)
福島さくら農業協同組合	8,703百万円	(注12)	(*1)
ふくしま未来農業協同組合	16,566百万円	(注12)	(*1)
福光農業協同組合	965百万円	(注12)	(*1)
福山市農業協同組合	6,489百万円	(注12)	(*1)
富士伊豆農業協同組合	10,862百万円	(注12)	(*1)
古川農業協同組合	1,430百万円	(注12)	(*1)
北海道信用農業協同組合連合会	141,861百万円	(注12)	(*1)
ほくさい農業協同組合	3,028百万円	(注12)	(*1)
本渡五和農業協同組合	1,124百万円	(注12)	(*1)
松任市農業協同組合	3,241百万円	(注12)	(*1)
マインズ農業協同組合	1,724百万円	(注12)	(*1)
前橋市農業協同組合	3,857百万円	(注12)	(*1)
町田市農業協同組合	976百万円	(注12)	(*1)
松本ハイランド農業協同組合	9,155百万円	(注12)	(*1)
三ヶ日町農業協同組合	286百万円	(注12)	(*1)
三重北農業協同組合	6,264百万円	(注12)	(*1)
みえなか農業協同組合	6,933百万円	(注12)	(*1)
みちのく村山農業協同組合	2,221百万円	(注12)	(*1)
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
水戸農業協同組合	3,199百万円	(注12)	(*1)
緑信用農業協同組合	140百万円	(注12)	(*1)
南アルプス市農業協同組合	2,026百万円	(注12)	(*1)
みなみ魚沼農業協同組合	1,950百万円	(注12)	(*1)
南さつま農業協同組合	3,636百万円	(注12)	(*1)
みなみ信州農業協同組合	4,222百万円	(注12)	(*1)
みのり農業協同組合	4,096百万円	(注12)	(*1)
みやぎ仙南農業協同組合	3,586百万円	(注12)	(*1)

みやぎ登米農業協同組合	5,948百万円	(注12)	(*1)
宮崎県農業協同組合	16,731百万円	(注12)	(*1)
めぐみの農業協同組合	4,787百万円	(注12)	(*1)
もがみ中央農業協同組合	2,606百万円	(注12)	(*1)
八代地域農業協同組合	3,900百万円	(注12)	(*1)
山形農業協同組合	3,750百万円	(注12)	(*1)
山形おきたま農業協同組合	4,259百万円	(注12)	(*1)
山口県農業協同組合	15,872百万円	(注12)	(*1)
山梨みらい農業協同組合	3,466百万円	(注12)	(*1)
夢みなみ農業協同組合	5,067百万円	(注12)	(*1)
よこすか葉山農業協同組合	1,285百万円	(注12)	(*1)
横浜農業協同組合	11,399百万円	(注12)	(*1)
レーク伊吹農業協同組合	1,828百万円	(注12)	(*1)
レーク滋賀農業協同組合	11,173百万円	(注12)	(*1)
和歌山県信用農業協同組合連合会	57,883百万円	(注12)	(*1)
和歌山県農業協同組合	91,620百万円 (2025年04月01日現在)	(注12)	(*1)

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

(*1) 出資金を記載しています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
 - ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ① 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ② 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 使用開始日を記載することがあります。
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ① 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ② 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
 - ・ 次の事項を記載することがあります。
 - ① 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ② 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ③ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
 - ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
 - ・ 図案を採用することがあります。
 - ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
 - ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている全世界株式インデックス・ファンド（オール・カントリー）の2025年6月2日から2026年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全世界株式インデックス・ファンド（オール・カントリー）の2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。